

関係省庁の中堅企業等支援策について

外務省

在外公館を通じた支援事業（企業支援）

- 世界各地の日本大使館・総領事館に「**日本企業支援窓口**」を設置し、海外展開に関する相談を受付け。現地における日本製品・技術のプロモーションにも協力。
- 一部の公館では、経済広域担当官や日本企業支援担当官（食産業担当）等、**分野ごとの相談も受付け**。

■事業の内容

- ✓ 日本企業支援窓口（ほぼ全ての公館に設置）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html

例えば、以下のような相談を受付け

- ・現地情勢や安全情報について知りたい。
- ・大使館の施設を利用してプロモーション活動をしたい。

- ✓ 分野ごとの担当官（一部公館で指名）

▶例①：食産業の海外展開について相談したい。

日本企業支援担当官（食産業担当）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_000259.html

▶例②：海外拠点から第三国市場への進出について相談したい。

経済広域担当官

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_00925.html

- ▶このほか、インフラプロジェクト専門官、知的財産担当官、環境ビジネス調整担当官、エネルギー・鉱物資源専門官、外国公務員贈賄防止担当官等も一部公館にて指名。

お問合わせ先：外務省 経済局 官民連携推進室

TEL：03-5501-8336 E-mail: business-support@mofa.go.jp

■予算額

令和7年度予算**0.3億円**

（令和6年度補正予算額0.5億円）

日本企業の広報（例）

令和6年2月 アルゼンチン



在アルゼンチン大使公邸において開催された天皇誕生日レセプションの機会を利用し、日本企業PRを実施。当地で影響力を有するハイレベルの招待客に対し、日本及び日本企業の魅力・技術力を積極的に発信。

弁護士活用事業

- 外国では、州や市など自治体ごとの特有の法令、知的財産権を巡る紛争、公務員からの贈賄要求への対応など、**日本では馴染みのない法律問題や紛争への対応が必要に。**
- **現地の法律に精通する日本人弁護士に委託して、日本企業に対する法的アドバイス**（個別法律相談や現地の法令・法制度についての調査、情報提供等（セミナーの実施、ニュースレターの提供等）、在外公館が現地政府への申入れ等を行う際のコンサルティング等）を実施。

■事業の内容

- ✓ 令和6年度は、以下の16か国23公館で実施。
中国（青島、上海、瀋陽総含む。）、モンゴル、インドネシア（スラバヤ、デンパサール、メダン総含む。）、フィリピン、ベトナム（ホーチミン、ダナン総含む。）、マレーシア（ペナン総含む。）、ミャンマー、ネパール、ウズベキスタン、リオデジャネイロ総・サンパウロ総、ガーナ、ケニア、ザンビア、タンザニア、南アフリカ、ルワンダ
- ✓ 上記のうち多くの公館では、法的アドバイスの機会を無料で日本企業に提供。また、進出先国における実務上の法的課題を在外公館が把握することが可能となり、必要に応じて現地政府への申入れ等を行うことにより、日本企業のビジネス環境改善にもつながりうる。

■ 予算額

2,218万円

■ 備考（対象要件等）

企業規模にかかわらず利用可能

（例）弁護士活用による法律セミナー及び個別企業ヒアリング（タンザニア）



タンザニアでの近年の法制度改革等につき、全2回のセミナーを開催。第1回では、法制度改革の概要や留意事項等を説明。第2回では、個別企業ヒアリングや質疑応答等を実施。

お問合せ先：外務省 経済局 官民連携推進室（03-5501-8336）

E-mail:business-support@mofa.go.jp

海外安全対策・危機管理に関する知識及び能力向上の支援

- **海外安全対策セミナーや官民合同のテロ・誘拐訓練**を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組を行っている。
- 2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を契機に、中堅・中小企業、留学生、短期旅行者への啓発の強化を目的として**ゴルゴ13のマニュアル**を作成し、啓発活動を行っている。また、同事件を契機に中堅・中小企業と連携を強化すべく、「**中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク**」が設置された。

令和7年度予算額 52,390,000円

安全対策マニュアル



『ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル』電子版・動画版を外務省海外安全ホームページに公開している。

中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク

中堅・中小企業に海外安全対策に関する情報やノウハウを効率的に共有すべく、企業の海外展開を支援する組織のネットワークを設置している。

海外安全対策セミナー



国内外において、外務省の取組・海外で必要な安全対策等を紹介している。2024年度はオンラインと対面で計16回実施（在外公館で11回（予定も含む）、国内で5回）。

官民合同テロ・誘拐対策実地訓練

国内外でテロ・誘拐対策に関する訓練を実施している。



お問合せ先：外務省領事局邦人テロ対策室（03-3580-3311）

E-mail: ryoutai@mofa.go.jp

JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」

中堅・中小企業
概要ページ掲載施策

- 開発途上国の課題解決に貢献する日本企業の海外ビジネスづくりを支援します。
- このような海外ビジネスを検討している、中小・中堅企業を始めとする日本企業は、2つの支援メニューの下、JICAの知見・ネットワークも活用しつつ、コンサルタントによる伴走支援を受けることができます。

	ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業
概要	対象国の基礎情報を収集し、開発途上国ニーズ、顧客ニーズと自社製品/サービスとの適合性を分析し、競争優位性を含めた初期的なビジネスモデル（市場規模の把握、顧客の特定、流通チャネル等）を検証する。	製品/サービスに対する顧客の受容性、現地パートナーの候補を含むビジネスモデル策定に関連する調査を通じ、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築、ビジネスプラン（事業計画）を策定する。
期間	上限12か月	上限2年6か月
調査経費	上限1,500万円	上限4,000万円
対象企業	中小企業/中堅企業、 非営利法人、中小企業団体	中小企業/中堅企業/大企業 非営利法人、中小企業団体

上記内容は、2024年度公示情報です。制度の詳細、申込み方法等の最新情報は下記リンク先をご覧ください。

2025年度の公示は
9月頃を予定しています
(年1回)

事業の詳細はこちら（JICAホームページ）
[中小企業・SDGsビジネス支援事業について](#)

JICA「協力準備調査（海外投融資）」

- **開発途上国において、将来 JICA海外投融資**（インフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で経済社会開発や経済の安定に寄与し、採算が見込める事業への出融資）**の活用を見込む事業計画策定を支援**します。

施策の内容

- ✓ 対象事業：以下を満たす民間資金活用事業
 - 途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与し、日本政府・JICAの方針に沿っている
 - 事業化段階で海外投融資を活用する見込みがある
 - 提案法人が投資の形で参画する予定がある
- ✓ 調査方式：二段階方式として、予備調査、本格調査の二段階に分けそれぞれ別の契約を締結する。予備調査は本格調査移行を前提としない形式（単独型）も可能。
- ✓ 公示時期：随時応募、随時採択
- ✓ 対象事業、調査方式等の詳細については、[JICAのホームページ](#)をご覧ください。

備考（対象要件等）

- ✓ 日本国登記法人。但し、条件を満たしていれば共同企業体構成員は外国籍法人も可能。企業規模に関わらずご利用いただけます。

「協力準備調査（海外投融資）」

将来的には、JICA「海外投融資」の活用を前提とした現地での事業化を念頭に置いた調査を支援対象とする。

予備調査

事業の基本スキーム等、具体的な案件形成及び事業実施に向けた情報収集を支援。

（委託契約の上限：3千万円）

本格調査

より高い確率で海外投融資につながると見込まれる案件について、法務、環境社会配慮や事業のファイナンス基礎情報までを網羅した事業性の調査を支援。
（委託契約の上限：1.2億円）

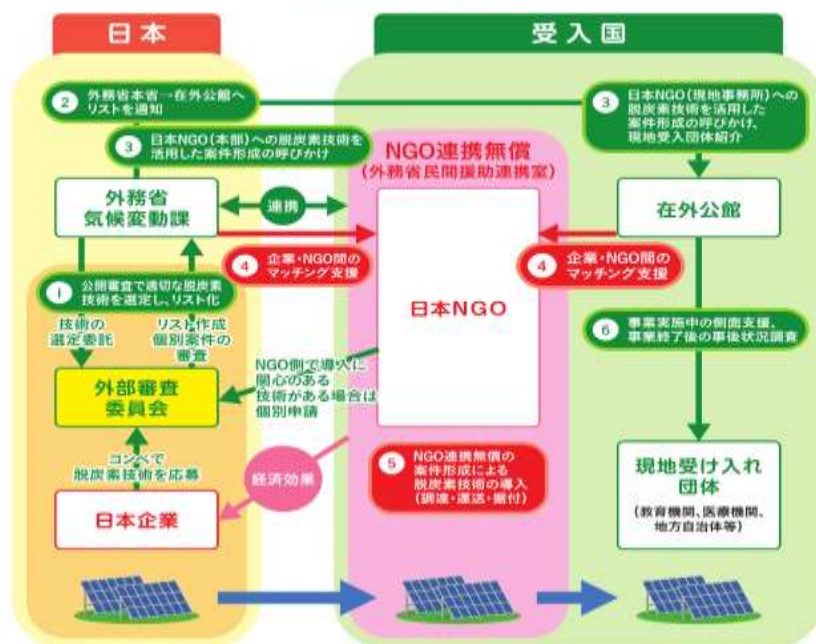
成果目標：「協力準備調査（海外投融資）」の通年公募を通じ、JICA海外投融資の活用を前提とした開発途上国におけるビジネス展開のための事業計画策定への支援を強化する。

（※）予備調査→本格調査と移行して実施することを想定しているが、予備調査もしくは本格調査のみを行うことも可能。

脱炭素技術海外展開イニシアティブの促進

- 日本企業と日本のNGO の連携による脱炭素技術の開発途上国への展開を応援します。

脱炭素技術海外展開イニシアティブ(スキーム図)
(N連活用の場合の例)



事業スキーム

✓ 日本NGO 連携無償資金協力（N連）等既存のスキームによる事業形成を通じて、日本企業の技術の途上国への展開を図るイニシアティブです。

✓ NGOは、N連等の案件形成に際して、必要に応じて同リストを参照し、ニーズに適した技術があれば企業にコンタクトし、ともに途上国での案件を形成していくことが可能です。

✓ 外部審査委員会による、日本企業を対象とした公開審査を通じて選定された脱炭素技術をリスト化し、令和7年2月時点で22製品が選定されており、今後もリストの拡充を行います。

備考（対象要件等）

✓ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

厚生労働省

中堅企業等支援策のご紹介（厚生労働省）

厚生労働省 人材開発統括官付 訓練企画室
企業内人材開発支援室

生産性向上人材育成支援センター事業

- ◆ 生産性向上人材育成支援センターとは、**中小企業等に対して人材育成に関する相談を実施**し、様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案し、職業訓練の実施まで一貫して支援する**総合窓口**である。
- ◆ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジ等に設置（全国87カ所）。

< 訓練支援の流れ >

1. 人材育成に関する相談

人材育成に悩みを抱える中小企業等を、担当者が訪問し、人材育成に関する課題や方策等を整理。

2. 人材育成プランの提案

整理した課題等に応じて、生産性向上人材育成支援センターの用意する様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案。

3. 職業訓練の実施や指導員の派遣

人材育成プランに応じて、民間を活用した企業の要望に応じたオーダーメイド型の職業訓練の実施や、指導員の派遣等を実施。

事業スキーム

中小企業等の方向けに、一貫した支援を行っている（企業規模に関わらず利用可能）。

支援の概要	訓練期間
生産性向上支援訓練 民間教育訓練機関に委託して、生産管理、IoT、クラウドの活用、組織マネジメント、ITによる業務改善など、生産性向上に必要な知識等の習得を支援	概ね1～5日（6～30時間） （IT業務改善は4～30時間）
在職者訓練 機構が実施する、生産現場の課題解決に向け、実習を中心としたカリキュラムにより、高度なものづくり分野の技能・技術の習得を支援	概ね2～5日（12～30時間）
職業訓練指導員の派遣／施設設備の貸出 機構の職業訓練指導員を企業に派遣、ポリテクセンター等の施設設備等の貸出し	—

問い合わせ先：

最寄りのポリテクセンター、ポリテクカレッジ、東京の場合は東京支部の生産性向上人材育成支援センターの各HPからご参照ください。

生産性向上人材育成支援センター活用事例

企業概要

従業員数：159名

事業内容：プラスチック関連事業、医薬品関連事業、特殊印刷関連事業、溶接関連事業、エレクトロニクス関連事業、自動機関連事業

利用したきっかけ

- 当該企業は射出成形機のメンテナンス、プラスチック表面処理及び加飾、溶接システムの製造及び販売、FA自動化装置のシステム提案等を行っている。
- 幅広い事業展開をするためにIoT、AI等の技術革新に十分対応できる技術者を育成することや多岐にわたる業務をDXの推進・導入によって効率化を図ることが、喫緊の課題であった。
- そこで、新入社員を含めた若手社員を対象に毎年実施している研修に、ポリテクセンター埼玉の生産性向上人材育成支援センターから案内のあったIoTやAIに係る訓練を取り入れることとした。

センターによる提案内容

- ・若手社員が社内におけるDX推進に関わりながら、将来的に社内の基幹人材として活躍ができるようになることを目標とし、DX対応コースに加え、組織マネジメントに関するコースを提案した。
- ・自社のDXの課題を検討する上で、事業の全体像を確認するカリキュラムとした。

POINT

DX対応
コース
利用



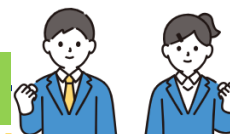
受講した訓練コース情報

- ・119DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- ・094AI（人工知能）活用
- ・055RPAを活用した業務効率化・コスト削減
- ・019IoT活用によるビジネス展開
- ・121ビジネスとSDGs（持続可能な開発目標）の融合
- ・058現場社員のための組織行動力向上

企業の抱えていた課題

- 課題①「IoT、AI等の技術革新に対応できる技術者を育成したい。」
- 課題②「多岐にわたる業務をDXの推進・導入によって効率化したい。」

訓練後の成果



①訓練受講者の「技術者」としての意識の高まり

- 「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の訓練コースを受講したことで、DX推進とは、生産性向上のための課題解決をしていくことであると従業員が理解した。若手社員から積極的に声をあげ、DXを導入する等して業務の負担が減るような取組を検討し、会社に貢献したいという声が挙がっている。
- また、メンテナンススタッフの手配について、AIを使ったスケジューラーを自社用にカスタマイズしながら管理しており、訓練を受講した採用2年目の社員がサポートメンバーに加わった。

②RPAが職場のどこに適用できるかを見極め実践できるようになった。

- RPAを活用した業務改善についても、事業部ごとに取り組んでおり、訓練受講後の若手社員による意識的な取組と全社を挙げたボトムアップに期待するところ。

人材開発支援助成金

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

令和7年度当初予算案 543億円の内数

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注（ ）内は中堅企業を含む中小企業事業主以外		
			OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規雇用:45(30)% 非正規雇用:70%		－
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）	75%		最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	－	－
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 /成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	－
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	－
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60(45)%	800(400)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練		60(45)%	－	－
	自発的職業能力開発訓練		45%	－	－
	長期教育訓練休暇制度 /教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	－
		短時間勤務等	20万円 ※制度導入助成	－	－
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	－

雇用保険適用事業主の申請に基づき、その雇用する労働者が受講した訓練等に応じて上記金額が支給されます。（令和7年4月時点の内容です。）

お問合せ先：厚生労働省 都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



事業展開等リスキリング支援コースの活用について

新規事業の立ち上げなどの事業展開の例

- 【製造業】 今後の半導体の需要増を見据え、半導体工場の建設を予定しており、工場の設備や生産ラインの安定した運用を図るため、各種自動制御技術、電気保全技術、空圧装置制御技術等を習得する訓練を受講させる。
- 【飲食業】 飲食店で外食の事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座を受講させる。

デジタル・DX化の例

- 【建設業】 DX化による測量受注の拡大を受けて、ドローンやBIMを活用した測量作業に習熟した従業員の育成を目指し、ドローンの操縦技能やBIMの講習を受講させる。
- 【福祉・医療】 電子カルテと各部門に分かれたシステムの統合、オンラインによる診察やAIを活用した問診等、診療領域のDX化を進めるため、従業員にDX訓練を受講させる。

グリーン・カーボンニュートラル化の例

- 【製造業】 現在の溶解炉はコークスを熱源としているが、今後、電気炉に変更することによりCO2の削減を図る。設備やシステムの変更に伴い新たに必要となる知識・技能を習得するためのプログラムを受講させる。
- 【農業】 農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入しCO2削減を実施するためドローンスクールに通わせる。

労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター 6 階	011(788)9070
青森労働局	職業対策課	017(721)2003
岩手労働局	職業対策課助成金センター	019(606)3285
宮城労働局	職業対策課助成金センター	022(299)8063
秋田労働局	訓練課	018(883)0006
山形労働局	山形労働局助成金センター	023(666)3614
福島労働局	職業対策課	024(529)5409
茨城労働局	助成金事務センター	029(297)7235
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008
埼玉労働局	職業対策課助成金センター	048(600)6217
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(6894)7072
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181
富山労働局	助成金センター	076(432)9172
石川労働局	職業対策課	076(265)4428
福井労働局	助成金センター	0776(22)2683
山梨労働局	訓練課	055(225)2861
長野労働局	訓練課	026(226)0862
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758
三重労働局	職業対策課	059(226)2111

労働局	担当課	電話番号
滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
京都労働局	助成金センター	075(241)3269
大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
兵庫労働局	職業対策課（ハローワーク助成金デスク）	078(221)5440
奈良労働局	助成金センター	0742(35)6336
和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
鳥取労働局	訓練課	0857(88)2777
島根労働局	訓練課(人材育成訓練、認定実習併用職業訓練) 助成金相談センター(有期実習型訓練)	0852(20)7028 0852(20)7029
岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
広島労働局	職業対策課	082(502)7832
山口労働局	職業対策課	083(995)0383
徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
香川労働局	助成金センター	087(823)0505
愛媛労働局	職業対策課分室（助成金センター）	089(987)6370
高知労働局	助成金センター	088(878)5328
福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
熊本労働局	助成金センター	096(312)0086
大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
宮崎労働局	助成金センター（ハローワークプラザ宮崎内）	0985(62)3125
鹿児島労働局	職業対策課各種助成金相談・受付コーナー	099(219)5101
沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606

農林水産省

中国四国農政局

食品産業の産地との連携や生産性向上について



2025年3月17日

農 林 水 産 省

中国四国農政局 食品企業課

目次



本日、御説明させていただくこと

産地との連携

農業・食品産業の位置づけ

産地との連携事例

原材料の安定確保に向けた支援策

生産性向上

食品製造業の課題

生産性向上に向けた支援策

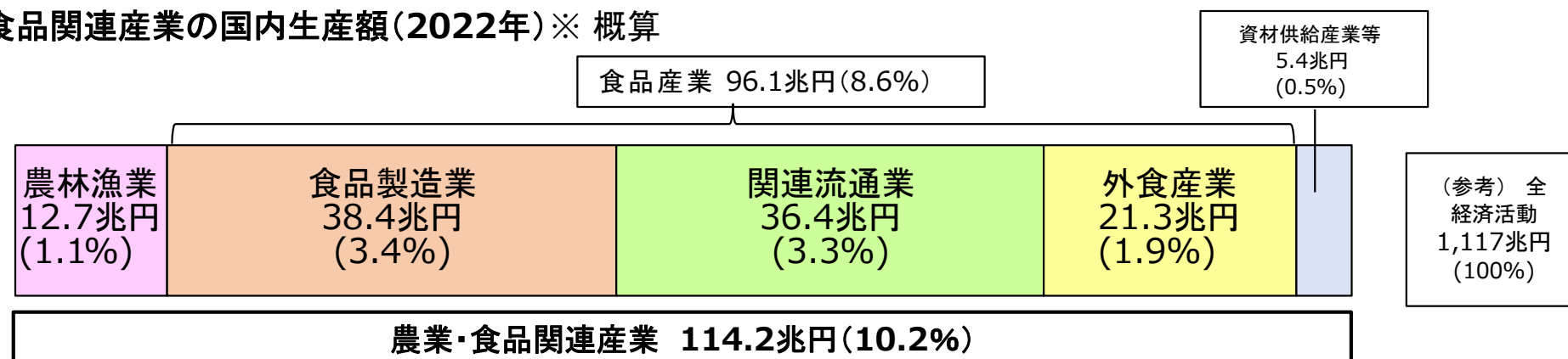
食品企業生産性向上フォーラムの紹介

産地との連携について

○ 国内産業及び食料システムにおける農業・食品産業の位置付け

- 2022年の農業・食品関連産業の国内生産額は114.2兆円であり、全経済活動の国内生産額の約10%。
- 改正食料・農業・農村基本法において、農業・食品関連産業が食料システムの関係者として明確に位置付けられ、食品産業はその健全な発展を図ることとされたところ。

○ 農業・食品関連産業の国内生産額(2022年)※ 概算



○ 食料システムにおける農業・食品関連産業の位置づけ

改正食料・農業・農村基本法 (抜粋)

(食料安全保障の確保)

第二条

(略)

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。**

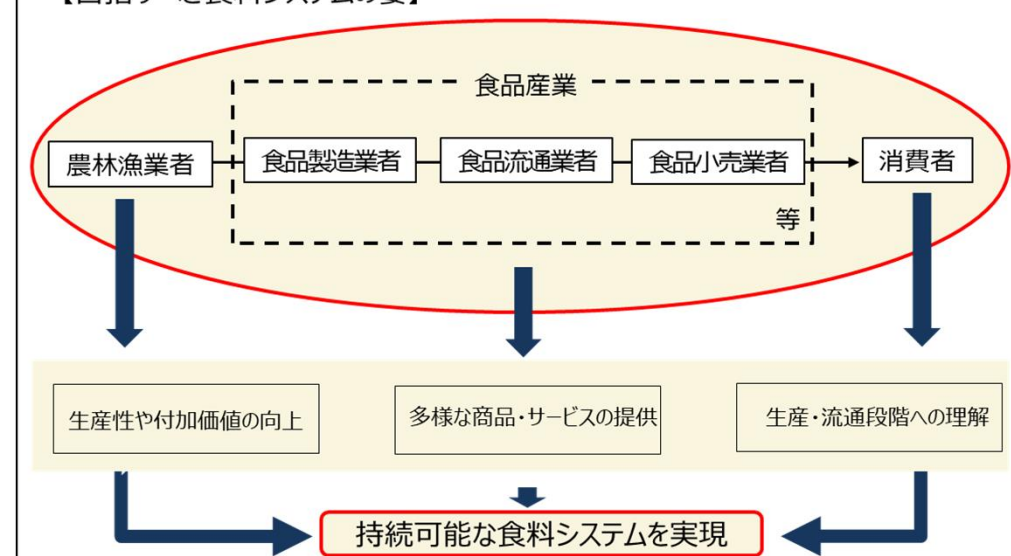
5 **食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。**

(略)

(食品産業の健全な発展)

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

【目指すべき食料システムの姿】



○ 原材料の国産利用促進に向けた取組（食品産業と産地との連携の推進）

- 輸入原材料の価格の高止まりや供給不安、世界の食料輸入に占める我が国のシェアの低下などが食品製造業における深刻な問題となっている中、国民に食料を安定的に供給するため、食品産業のサプライチェーン全体で持続可能性を高める必要がある。
- そのため、食品事業者に対し、国産原材料など原材料調達先の多角化の取組を進めた上で、産地との連携による国産原材料の利用拡大等、原材料の安定確保のための取組を支援することが求められる。

食料・農業・農村基本法（抄）
（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、**農業との連携の推進**、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

産地との連携に取り組む食品事業者の取組事例

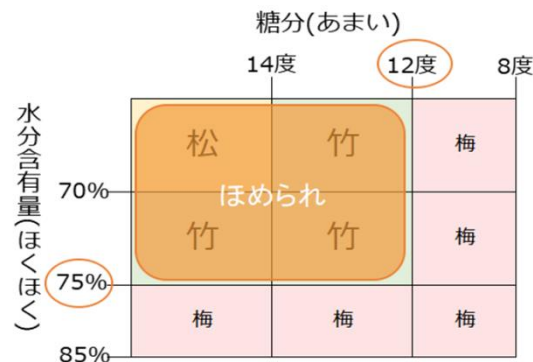
エム・ヴィ・エム商事株式会社

生産者からの要望を受け、かぼちゃの種・栽培資材(マルチ等)の調達及び生産者への提供、重労働となる収穫作業を自社で担う**収穫用大型農業機械の自社調達、自社による収穫作業**を実施。

また、生産したかぼちゃの品質に応じて買取価格を高くするインセンティブを設けるとともに、品質の高位平準化に向けて**優良農家から他の農家への指導・講習**によるかぼちゃ栽培の技術的指導等を通じ、栽培契約農家への支援を実施。



収穫用農機具を調達し、生産者の負担となる収穫作業を自社で実施



独自に基準を策定した高品質かぼちゃの栽培技術を生産者へ指導

○ これまでの食品原材料の安定確保に向けた国産切替等の支援

○ 新型コロナウイルスやウクライナ情勢、為替変動等の影響により、輸入食品原材料の価格高騰等の調達リスクに対応していくため、食品製造業に対し、調達先の多角化、原材料の切替等の取組を支援してきた。（2022年～）

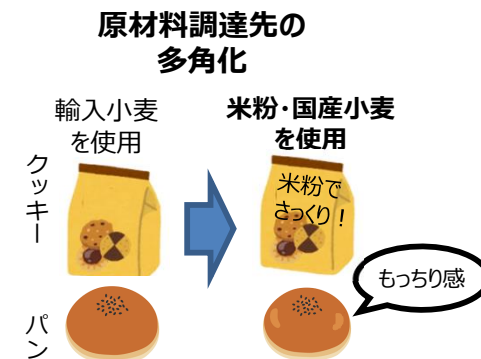
- ・ 令和4年度予備費輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業（100億円）

価格が高騰している輸入食品原材料を使用する食品製造事業者に対し、**原材料を切り替えた新商品の開発**、原材料の使用コストを削減した新商品の開発、新たな生産方法の導入等の取組を臨時的に支援。



- ・ 令和4年度補正予算食品原材料調達安定化対策事業（95億円）

輸入原材料の調達リスクに対応するため、食品製造事業者に対し、**原材料調達先の多角化（原材料切替）**、生産性向上によるコスト削減、輸入原材料を継続的に国産原材料に切り替えるための販路新規拡大等の取組を支援。



- ・ 令和5年度補正予算食品原材料調達リスク軽減対策事業（44億円）

依然として輸入食品原材料の価格が高い水準にある等、引き続き顕在化している輸入原材料の調達リスクに対応するため、食品製造事業者に対し、**産地との連携強化**や原材料調達先の多角化の取組を支援。



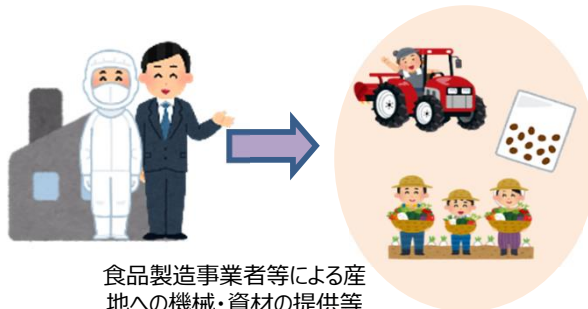
産地連携推進緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 4,321百万円】

食料システムの持続性確保の観点から、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者等に対して、**産地を支援する取組**や**産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組**を支援します。

産地を支援する取組

- ・食品製造事業者等が産地を支援する以下ア～エ又はこれらに類する取組に係る経費を補助します。
- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導



食品製造事業者等による産地への機械・資材の提供等

【補助対象経費】

- ・種苗等の資材費
- ・機械設備等の導入費(収穫期・選別機等)
- ・栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
- ・生産作業補助のための社員等派遣旅費 等

【補助の概要】

補助対象者	食品製造事業者等※ ※食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする者
補助対象経費	左記のとおり
補助上限・下限	上限：2億円 下限：100万円 (産地を支援する取組を行う場合は上限3億円)
補助率	1/2 以内
補助要件	・産地と連携した原材料調達計画の策定 ・産地との連携による国産原材料の取扱量増加
加点要素	・産地と連携した原材料調達計画の優位性 ・産地を支援する取組 ・一次加工業者の取組 ・商品の新規性 ・スマート農業技術活用促進法における計画認定の有無
事業の流れ	国→事業実施主体(事務局)→食品製造事業者等
事業実施期間	交付決定日～事務局が定める期限

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組

- ・産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組に係る経費を補助します。



国産原材料導入のための製造ラインの増設

国産原材料を利用した新商品の開発・PR

【補助対象経費】

- ・機械設備等の導入費
- ・製造ラインの変更・増設費
- ・食品表示変更に伴う包装資材の更新費
- ・新商品PR費
- ・専門家経費(コンサルティング経費、旅費等)
- ・調査経費(マーケティング調査等)
- ・開発段階における原材料費 等

1次公募期間(予定)：令和7年3月頃開始予定

生産性向上について

○ 日本の食品製造業の課題



○労働集約型である

食品は不均一で柔らかく傷つきやすいため、
人手で扱わざるを得ない、検品や盛り付けなども人の目に頼っている。



○作業者にとって過酷な環境

低温/高温の環境、刃物を使用する危険な作業、単調な作業等が存在する。



○製造ラインの切り替えが多い

消費者嗜好の多様化に対応するため、少量多品目生産が必要。

労働人口減少が確実な社会において、中小・零細企業においても、人手に頼ってきた
工程を見直し、**自動化**を進めていくことが必要！

自動化により目指せること

○省人化 ○危険・きつい作業を減らして魅力向上 ○品質向上

○ これまでの技術実証事例 ホタテウロ取り自動化

- 食品産業の生産性向上を図るため、AI、ロボット、IoT等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術等を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組等を支援。

ホタテのウロ取り作業を、**AI技術**を活用した装置の導入により**人手からロボットへ**代替。

令和3年度補正予算で実証を開始。令和4年度補正予算で装置に改良を加え、さらなる生産性の向上を実施。

＜株式会社石巻アパラス（宮城県石巻市）＞

令和3年度補正予算スマート食品産業実証事業

令和4年度補正予算食品産業労働生産性向上技術導入実証事業

個体差があり自動化が困難であったため、
人手でウロ取り。



【品質向上】

AIがウロの方向・サイズを検知し、ロボットで載置。



【速度向上】

ロボット1台でピックアップとウロ取りが完了。



【有効稼働率向上】

ベルトコンベアの素材をメッシュに変更し、
洗浄等の付帯作業を簡略化。

※一部工程除く



令和4年度補正予算での実証事業において、対象工程を含む工場全体の生産性が、**111%向上**。

新技術導入緊急対策事業

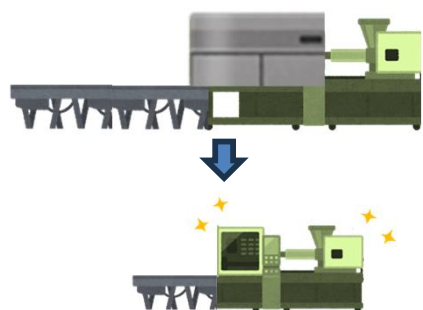
【令和6年度補正予算額 300百万円】

食料システムの持続性確保の観点から、原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入**を支援します。

【本事業の対象となる新技術の例】

- ✓ 従来は複数の機械を併用して製造していた製品・工程を一つの機械で対応するなど、**設備投資の効率化に資する技術**
- ✓ 既存製品より**生産効率が高く、小型化され工場への導入が容易な技術**
- ✓ 他の製造業では普及しているにもかかわらず、食品製造業では**業界特有の理由により開発・普及されていない技術**

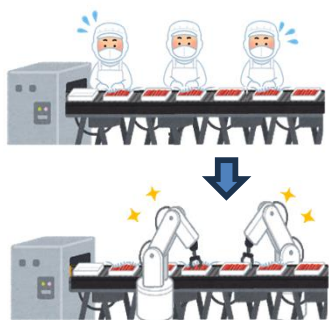
生産効率が高く、小型化され工場への導入が容易な技術



従来の機械は大きいことから、工場内の限られたスペースへの設置が困難

小型化により工場内の増設・配置換え作業が簡略化

食品製造業界特有の理由により開発・普及されていない技術



衛生面の課題、柔らかい食材を掴む技術の開発が未開発等、食品製造業界特有の理由で、容器への盛付作業は人が実施

自動盛付装置の導入により労働生産性の向上・雇用不足の解消

【新技術（機械設備等）の例】

- ・多層包あん成形機
- ・自動パン粉付け機
- ・食品自動充てん・包装機
- ・弁当・総菜用盛付ロボット
- ・製品検品用X線センサーシステム
- ・製品自動箱詰め装置



多層包あん成形機



自動パン粉付け機



弁当・総菜用盛付ロボット



製品検品用X線センサーシステム

【補助の概要】

補助対象者	食品製造事業者（※） [中堅・中小企業に限る]
補助対象経費	以下の条件を満たす機械設備 ・生産効率が3%/年 以上 ・販売後3年程度未満
補助上限	5,000万円
補助率	1/2 以内
補助要件	産地と連携した原材料調達計画の策定
事業の流れ	国 $\xrightarrow{1/2以内}$ 食品製造事業者

（※）食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする事業者。

食品企業生産性向上フォーラムに参加しませんか

農林水産省は食品製造業の生産性向上に貢献するため、令和7年4月（予定）から、食品企業生産性向上フォーラムを創設します。フォーラムは、参加無料で、食品産業に係る**国の施策情報などの有益な情報を食品企業や機械メーカーの皆様**に提供いたします。

また、**食品製造業事業者向けに工場人材育成のカリキュラム作成や研修会**なども行います。さらに関係機関、関係企業が集まって、食品製造業の課題等を検討するコンソーシアムの立ち上げも支援いたします。**どなたでも参加いただけます**ので、皆様の参加をお待ちしております。

1 食品製造事業者への情報発信

- 施策・予算情報（農林水産省、経済産業省、中小企業庁 他）
- 経営相談、ハンズオン支援（専門家派遣）等のサービス、中小企業基盤整備機構
- 融資情報（日本政策金融公庫、金融機関）
- 技術開発情報、技術相談・受託分析・受託研究に関する情報
- 機械設備、ロボットに関する情報（日本Sier協会、機械メーカー 他）

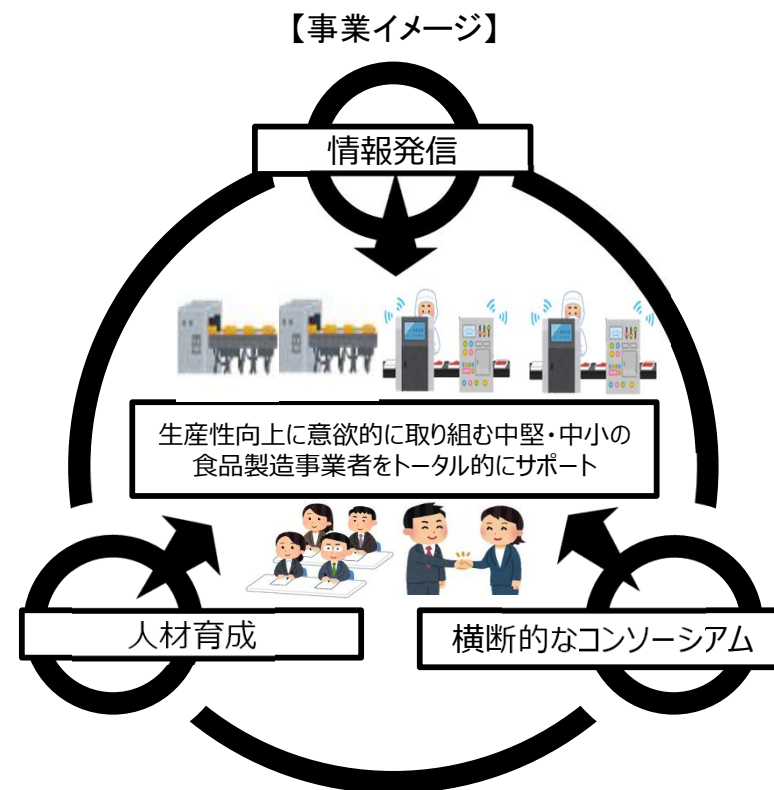
2 食品工場の自動化を推進するための人材育成

フォーラム参加者に継続的な学習、交流の場の提供

- 食品工場の自動化のための人材育成カリキュラムの作成（業種別）
- 業種別の自動化検討セミナー（工場責任者が対象）
- 食品製造業の自動化情報交換会

3 技術開発のマッチング、業界横断的な課題に関するコンソーシアムの形成

- 新事業創出に必要な技術開発に関するマッチング
- 業界横断的な課題に関するコンソーシアムの形成



【お問い合わせ先】

農林水産省 食品産業生産性向上チーム TEL : 03-6738-6166 E-mail : kaizen@maff.go.jp

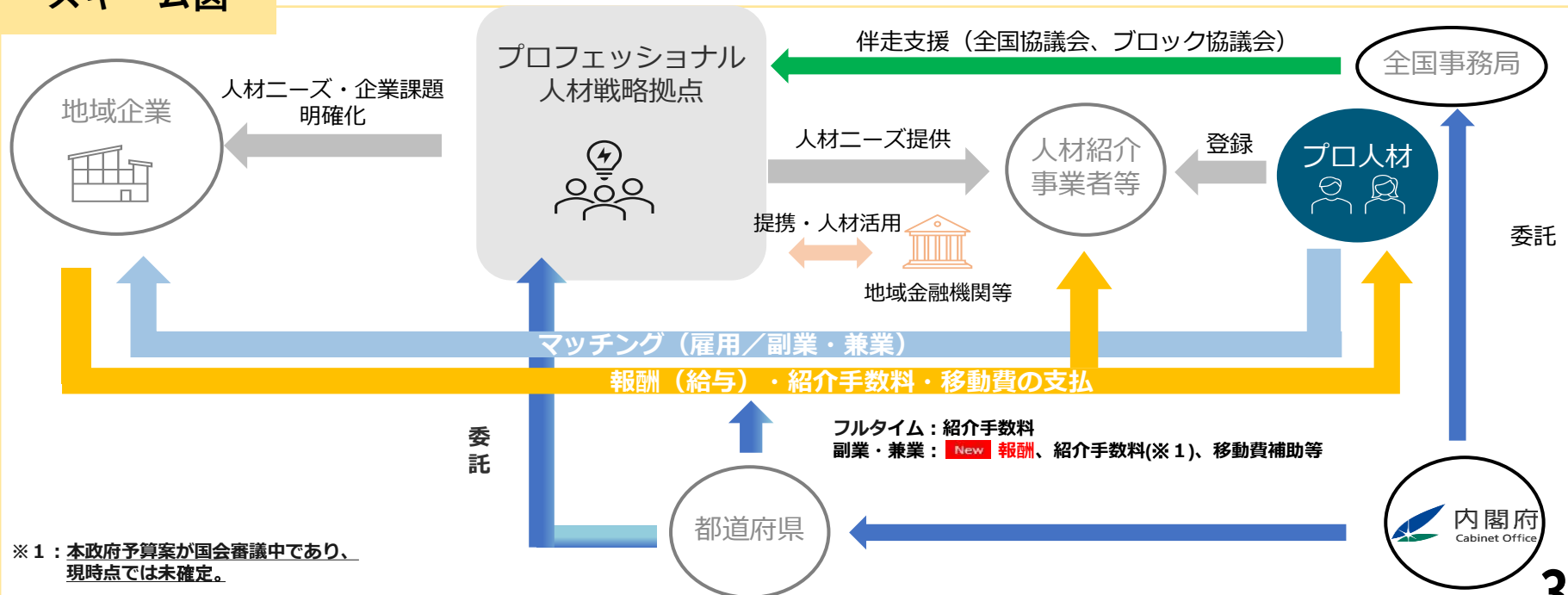
内閣官房

プロフェッショナル人材事業概要

事業概要

- 外部人材の活用による地域企業の経営課題解決等を後押しするため、プロフェッショナル人材戦略拠点（各道府県に設置）が、地域企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートする事業。
 - 内閣府はプロ拠点の運営事業経費や人材紹介手数料等の補助を実施。その結果、プロ拠点では常勤雇用、副業・兼業ともに成約実績が順調に伸びている。とりわけ、近年は副業・兼業分野の伸びが著しい。
 - 地方創生2.0における取組として、副業・兼業の活用を促進するための補助制度を新設（R7年度予算（案））
- ▶ 地域企業の副業・兼業人材に対する心理的・資金的ハードルを下げ、更なる活用促進を図る。

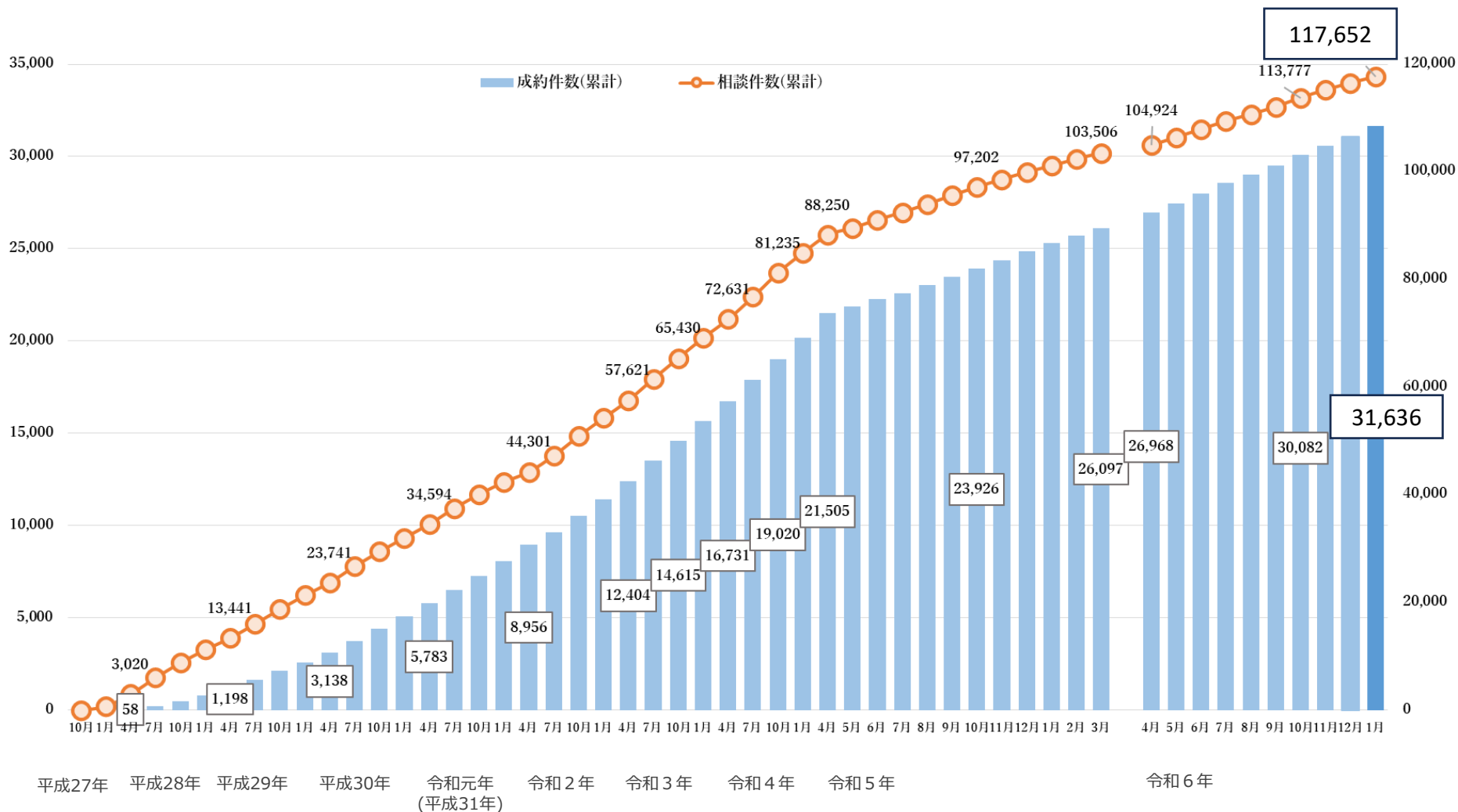
スキーム図



相談・成約の推移(累計)

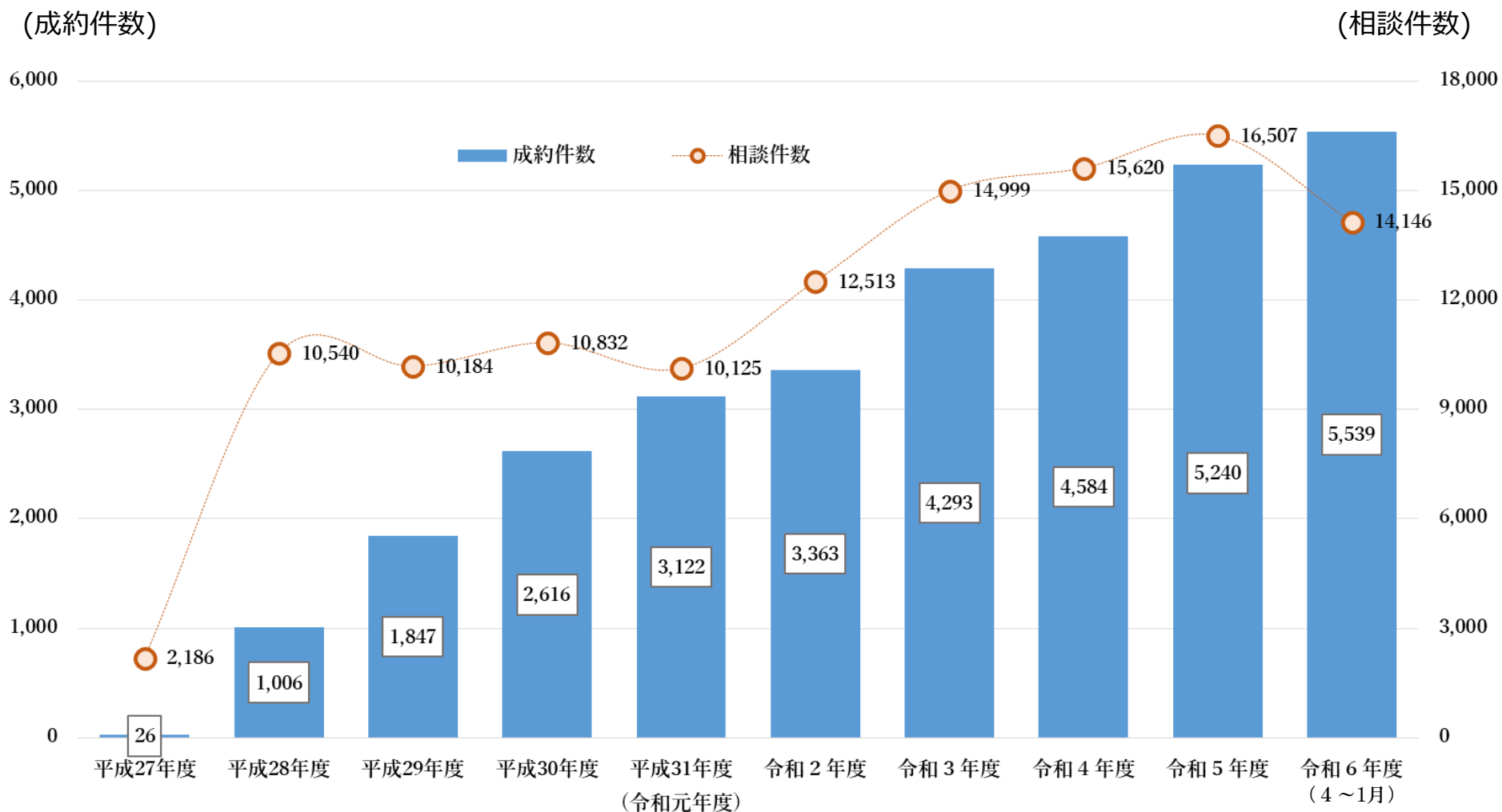
(成約件数)

(相談件数)



※ 令和5年度以前は四半期ごとに表示

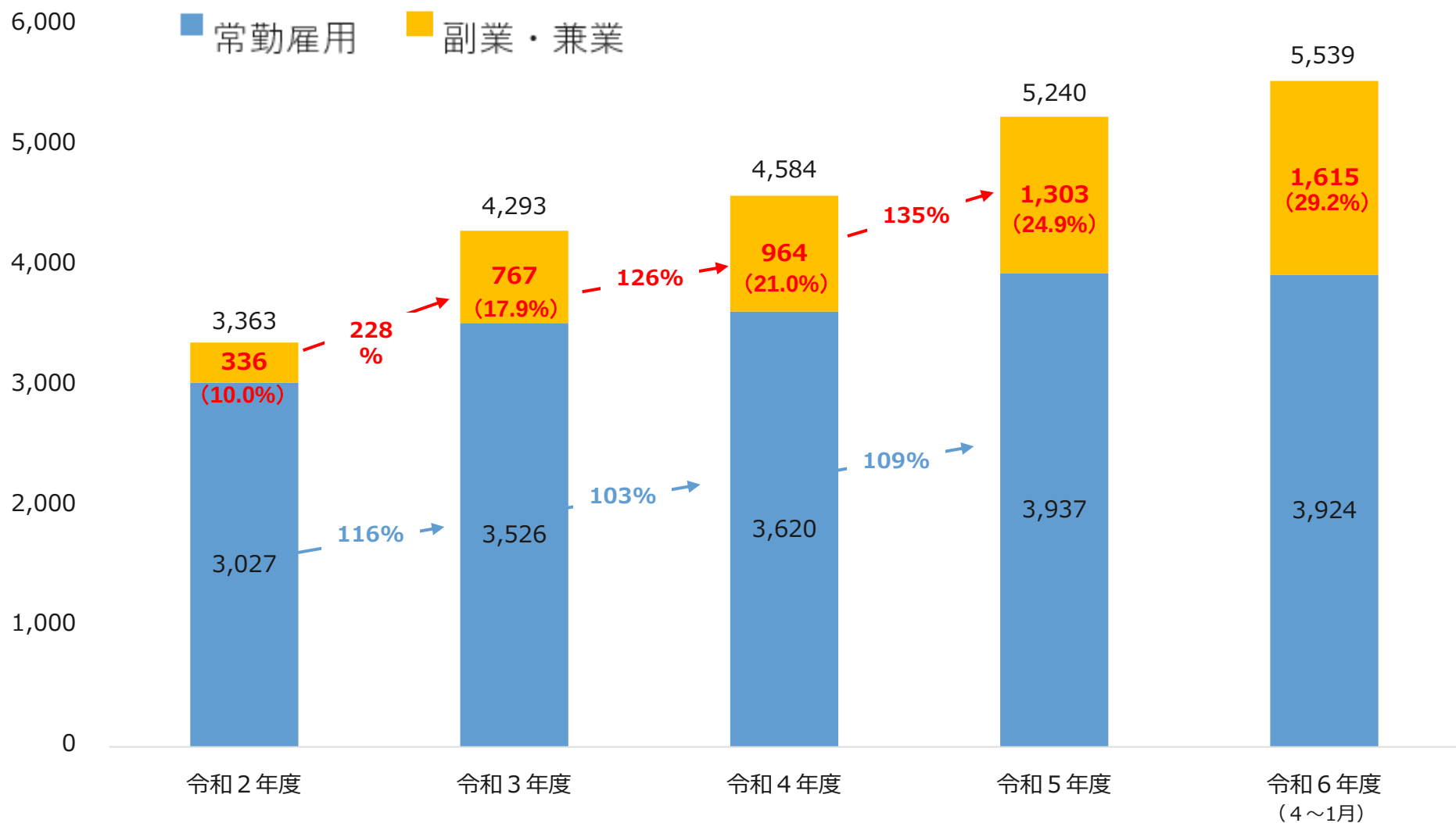
成約件数と相談件数の推移(年度別フロー)



成約件数の推移と内訳(年度別フロー)

(成約件数)

※(－%) : 全体に占める副業・兼業の割合



副業・兼業人材の活用について

- ハイレベル人材の活用にあたっては、従来型の常勤雇用（中途採用）のみでなく、昨今では大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらう「副業・兼業」の形態での活用も広まってきている。

人材の活用形態

常勤雇用

在籍企業を辞め、自身のノウハウを活かし、新たな企業へ参画（入社）



雇用契約



副業・兼業

業務委託契約に基づいて、自身のノウハウを活かし、複数の就業先に従事



雇用契約



業務委託契約



副業・兼業人材を活用する際のメリット

メリット 01

必要な業務を、必要な時だけお願いできる

半年で人事制度を構築します

3か月でECサイトを立ち上げます

メリット 02

常勤で人を雇うより、費用を抑えられる

（例）

常勤
25万円/月
（期限なし）

副業・兼業
3～5万円/月
（期間3ヶ月）

メリット 03

業務委託契約の場合契約の、見直し（契約解除）ができる

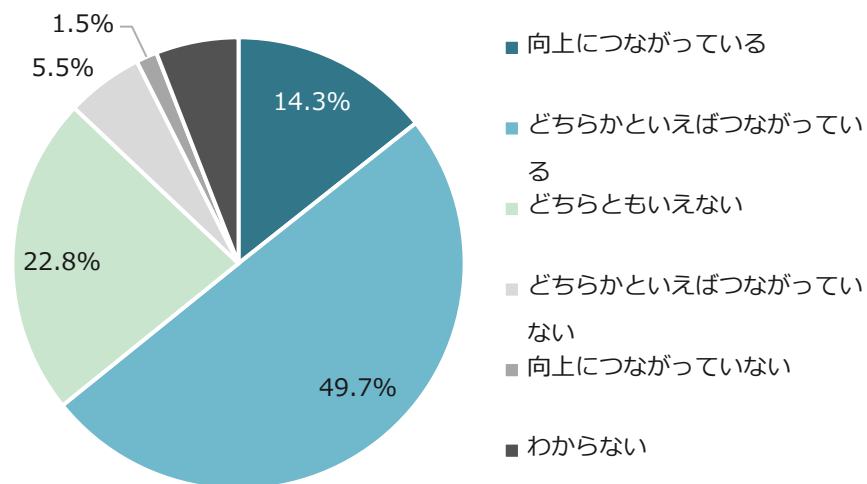
予定より早くプロジェクトが終わった

あまり相性が合わなかった

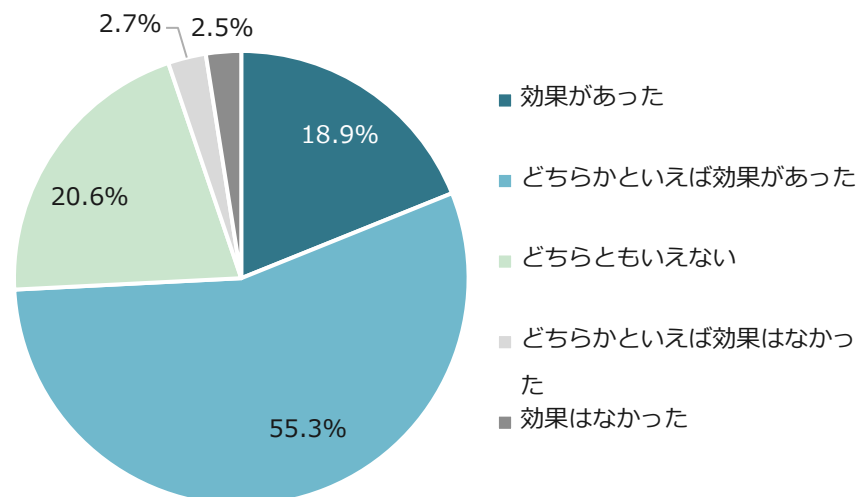
副業・兼業人材の受け入れ効果

- 受け入れを実際にした企業のうち、64.3%が業績・生産性向上につながっている。
- また、74.2%が事業推進上プラスの効果があったと感じている。

副業・兼業の受け入れが業績・生産性の向上につながっているか



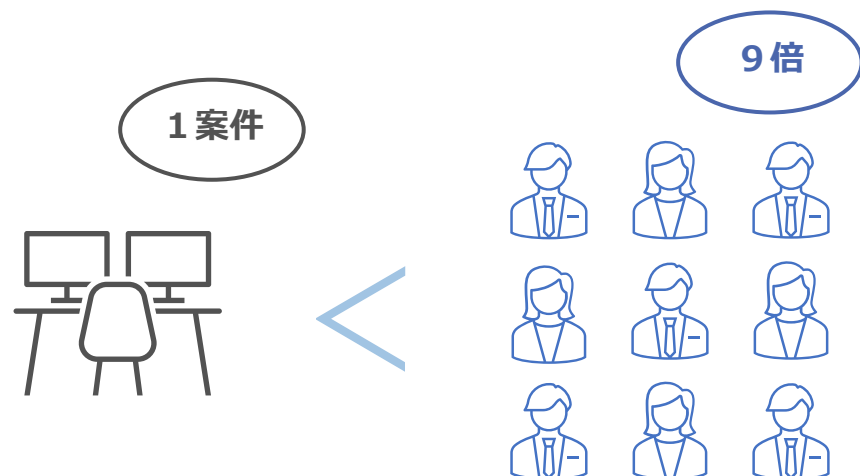
副業・兼業の受け入れが事業推進上プラスの効果があったか



副業・兼業の足元の動向

- 副業・兼業の求人倍率は1倍以下であり、企業にとっては有利な環境で人材の活用が可能。
- 活用されている業務内容は、比較的ジョブが明確かつフルリモート等で遂行可能なものが多い。

副業・兼業の求人倍率



1 案件に 9 倍の副業人材が登録している状況にあり
専門的なスキルやノウハウを有する優秀な人材に
出会える機会が豊富

副業・兼業案件の傾向（職種別案件数ランキング）

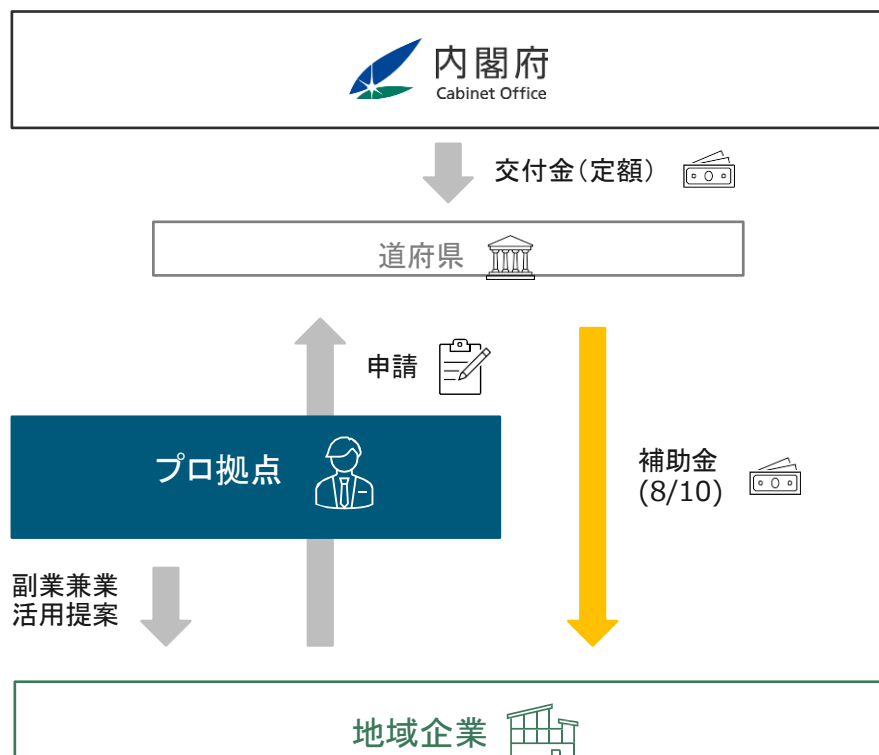
1 位	マーケティング／PR
2 位	新規事業開発／事業企画
3 位	営業／販路拡大
4 位	IT／クリエイティブ
5 位	採用／人材開発
6 位	商品／サービス企画
7 位	経営企画

単純労働力の確保という観点ではなく
高度なスキルや専門性を持つ人材が求められている
また、いずれの業務においても比較的ジョブが明確で
かつフルリモート等で遂行可能なものが多い

副業・兼業人材活用促進事業の概要(案)

- プロ人型交付金のメニューとして、令和7年度から副業兼業補助金を使途として設け(定額補助)、地域企業の副業兼業人材活用を促進する。
- 本政府予算案が国会審議中であり、現時点では未確定であることを留意されたい。

事業概要



補助金概要

補助対象	・各道府県に設置されたプロ拠点を通じ副業人材活用を行う地域企業
支援企業の要件	・過去に「プロ拠点を通じた副業人材活用」を行ったことのない企業 (プロ拠点を通じない利用は含まない)
対象費用	・副業兼業人材活用により発生する以下の費用 - 人材事業者へ払う紹介手数料 - 副業人材に支払う報酬、交通費、旅費 ※交付対象となる副業・兼業人材との契約期間は、5か月を上限とする
交付額	・上記に掲げる経費のうち最大8/10を補助 ・1件あたりの上限額は500千円
その他	・対象はプロ拠点を通じた案件のみとする

(参考) 副業・兼業人材の活用事例

事例1 Web集客およびECサイトの強化（酒卸）

営業力強化

経営課題



若者向けの情報発信力の強化

- ・若者世代のお酒離れも加速しており、Web集客に注力し、社内でSNS担当を配置したものの、うまく運用できなかった。

プロ人材の
効果



SNS運用を軌道に乗せた

- ・SNSの投稿内容、投稿頻度等がブラッシュアップ。
- ・社内のITリテラシーの向上、ECモールのリニューアルにもつながった。

活躍したプロ人材



年齢：非公開

業務遂行手段：オンライン

経歴：フリーランス（Web関連）

それぞれのSNSの特徴やユーザー像を整理し、運用を最適化することがミッションであった。指導ではなく、一緒に考えることで、将来的に企業にノウハウを蓄積することを重視した。

事例2 現場教育のDX化（警備業）

社内環境整備

経営課題



警備員教育の均一化と現場における対応品質の向上

- ・警備現場においては様々な場面があり、難易度の高い危険な現場を研修等で再現することは困難。
- ・研修は現場任せで、警備の品質低下の懸念が存在。

プロ人材の
効果



人材育成の効率化と新規事業への進出

- ・警備員下層空間教育システムが完成。
- ・教育による品質の向上はもちろん、研修システム外販による新たな事業分野の開拓にもつながった。

活躍したプロ人材



年齢：40代前半

業務遂行手段：オンライン

経歴：大手通信会社の法人営業

危険な状況下での現場訓練にVRを活用した研修システムを起案。仕様の検討からベンダー選定、交渉を担当し、警備品質の向上につながる実効性のあるシステム構築をリードできた。

(参考) 女性副業・兼業人材の活用事例

事例1 新商品のデザイン・ネーミングストーリー等のブランディング

営業力強化

経営課題



酒類製造、販売事業の売上向上

- 新たにワイン製造を開始し、新たに梅酒の販売も計画しているところ、売上増加に向けてノウハウ不足を実感。

プロ人材の
効果



地域の魅力を活かしたデザイン、ストーリーが完成

- 副業プロ人材と社内チームの連携で、醤油に合うワイン「SHOW YOU」を開発、梅酒等のブランディングも実施。

活躍したプロ人材



年齢：40歳代

業務遂行手段：オンライン

経歴：大手食品会社

両親の出身地にUターンし、地域に愛着を感じ、その魅力を世の中にアピールできるような仕事を探している時に、本件依頼を受けた。
商品のコンセプトから商品名、ラベルのデザインまで幅広く提案。

事例2 女性視点での人材採用・育成・環境整備

社内環境整備

経営課題



人材不足への対応（女性の戦力化）

- 同建設事業者においては人材不足への対応が急務。職員の男性比率が高く、女性活躍推進への課題を実感。

プロ人材の
効果



女性活躍・採用強化に向けての社内改革

- 女性活躍推進について女性目線の意見や人材確保関係の補助金等の活用について助言を行い、女性人材が活躍できる社内環境整備を実施。

活躍したプロ人材



年齢：50歳代

業務遂行手段：対面・オンライン

経歴：フリーランス

これまで女性活躍推進に従事し、様々な業種・規模の企業を支援。その経験や知見を今回の課題解決に転用可能と考えた。女性が働きやすい職場づくり実現のための提案を実施。

総務省

中国総合通信局

中堅企業等合同説明会資料

- 1 地域社会DX推進パッケージ事業
- 2 放送コンテンツの海外展開事業

令和 7 年 3 月 1 7 日
総務省 中国総合通信局

- ICT技術を活用した地方創生2.0の実現に向け、デジタル技術の実装(地域社会DX)による地域社会課題の解決を図るべく、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施することで、全国における早期実用化を促進。

好事例の創出・横展開

③ 地域のデジタル基盤の整備支援 (補助)

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援 (実証)

AI・自動運転等の検証タイプ

社会課題解決に資する通信システムを用いたAI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

先進無線システム活用タイプ

ローカル5Gをはじめとする新しい通信技術などを用いた先進的なソリューションの実用化に向けた実証

① デジタル人材／体制の確保支援

- a) 推進体制構築支援 都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援
- b) 計画策定支援 デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言
- c) 地域情報化アドバイザー 地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援
- d) 人材ハブ機能 デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援

- (事業主体) 地方自治体、民間企業等
- (事業スキーム) 補助事業、実証事業(請負)、調査研究(請負)
- (補助対象) 基地局施設、送受信設備、機器購入費等
- (補助率) 1/2
- (計画年度) 令和6年度～令和9年度

令和6年度補正予算額 74.0億円

令和7年度予算額(案) 0.5億円(新規)

【①-1 地域情報化アドバイザー派遣制度】

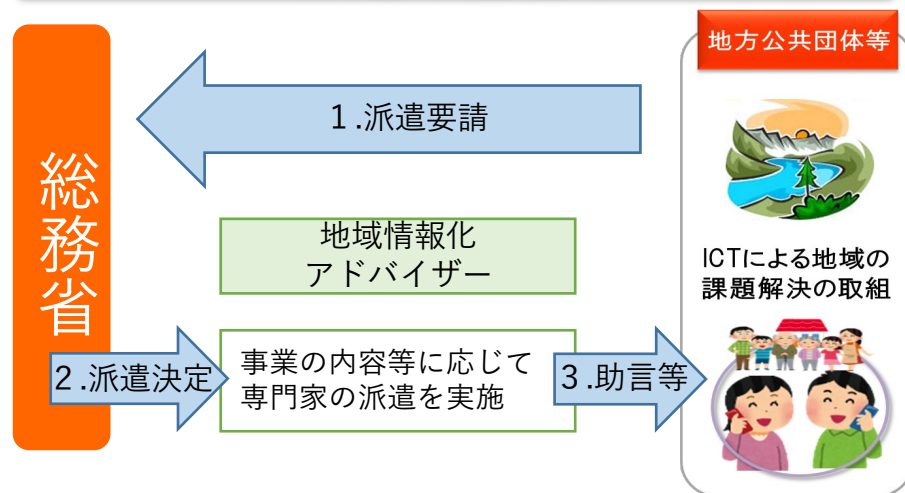
地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度です。

現地派遣を含む支援であれば年間3回まで、オンライン会議のみによる支援であれば合計10時間の範囲内において、支援が可能です。

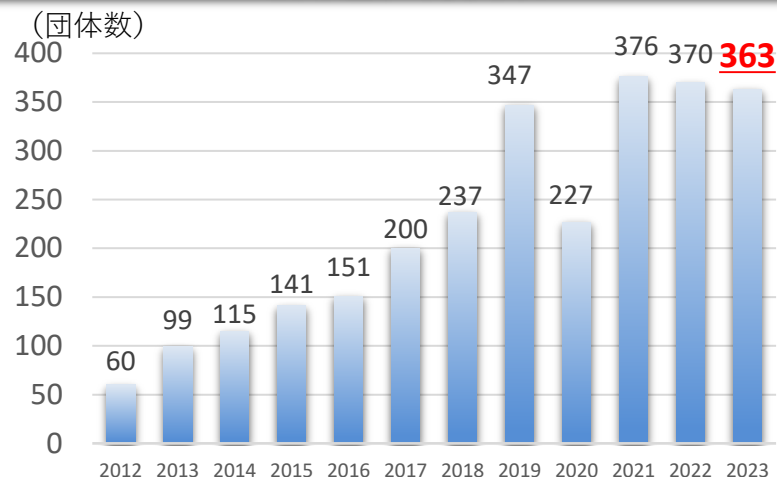
＜対象＞※支援先団体の**費用負担はありません**。

- ◆ NPO、大学、商工会議所等が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦を受けて実施します。
- ◆ 地場企業等が申請する場合は、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に支援を実施します。（令和7年度より支援対象を拡充）

派遣の仕組み



派遣団体数



【①-2 デジタル人材ハブ機能】

デジタル人材を地域へ派遣するシェアリングスキームは複数存在するところ、デジタル人材を求める地域が、目的に応じた適切な制度や人材のマッチングを支援する「デジタル人材ハブ（仮称）」を設ける。

①各種スキームのマッピング

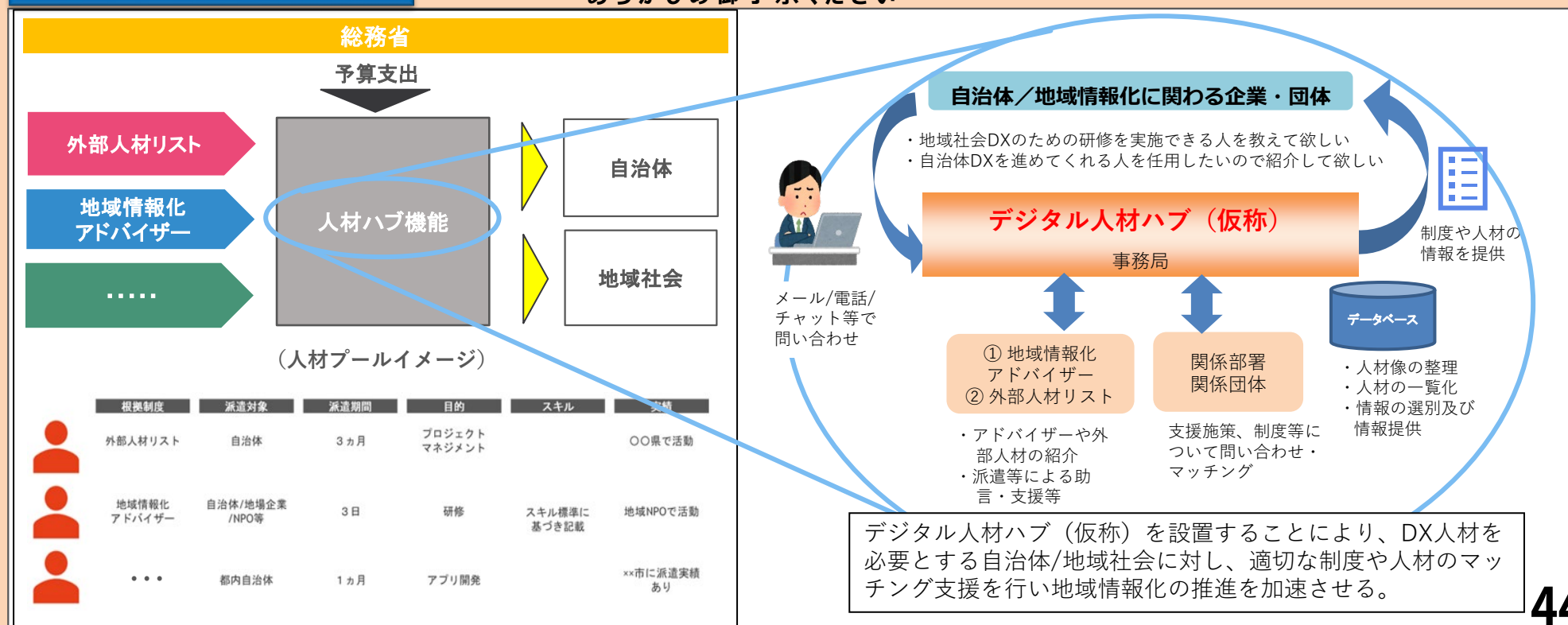
- ・総務省が実施するデジタル人材のシェアリングスキームについて、**目的に応じ適切な制度を選択できるよう支援。**
- ・各シェアリングスキームの役割を整理
（例：地域情報化アドバイザーは地域社会DXの機運醸成のための研修・人材の供給/外部人材リストは自治体DXの人材の供給等）

②適切な制度、人材のマッチング

- ・DX人材を必要とする自治体/地域社会に対し、人材リストを提供するスキームの中から目的に応じた**適切な人材の情報を提供。**

人材ハブ機能のイメージ

※ 本事業は現在制度設計中のものであり、今後内容に変更があり得ることをあらかじめ御了承ください



【②- 1 先進無線タイプ】（予算：18億円程度）

ローカル 5 Gをはじめとする**新しい無線技術**を活用した、次の社会実証を支援します。

- a) 全国の各地域が**共通に抱える地域課題の解決**に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、**地場企業の事業活動の効率化・合理化**に資する先進的なソリューション

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<対象となる無線技術>

ローカル 5 G

Wi-Fi HaLow

Wi-Fi 6E／7 などのワイヤレス通信技術 ※ 1

※ 1 上記以外の通信技術については個別にご相談ください。

<実施形態>

請負（定額）

<事業規模の目安>

1千万～1億円程度 ※ 2
※ 3

※ 2 活用する通信技術の種類や費用対効果なども踏まえて、提案の内容・規模を評価させていただきます。評価結果を踏まえ、採択に当たって金額の調整をさせていただくことがあります。

※ 3 原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外です。新たに調達が必要な場合には、リースやサブスクリプション等でご対応いただくことになります。

<提案評価の観点例>

- 全国の各地域が共通に抱える課題の解決に資するものであるか 又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか
- 新しい無線技術を活用するものであるか
（当該通信技術を選択することに関する他の通信技術との比較分析 など）
- 費用対効果等も踏まえ、現実的に社会実装が期待できるものか
- 先進的なソリューションであるか（先行事例との比較 など）
- 社会実装や他地域への横展開に向けた具体的かつ現実的なビジョンがあるか（地域の連携体制が構築されているか など なお、複数年にわたる実証の場合は、複数年分の計画を提示することで実装・横展開を評価）
- 主な加点評価項目
 - ・スタートアップが参画し、その技術などを活用する取組であるか
 - ・「デジ活」中山間地域に登録済又は登録申請中であるか
 - ・プロジェクトの自走化の担い手として地域ICT企業が参画しているか
 - ・幅広い地域での共同利用を促進するソリューションであるか など

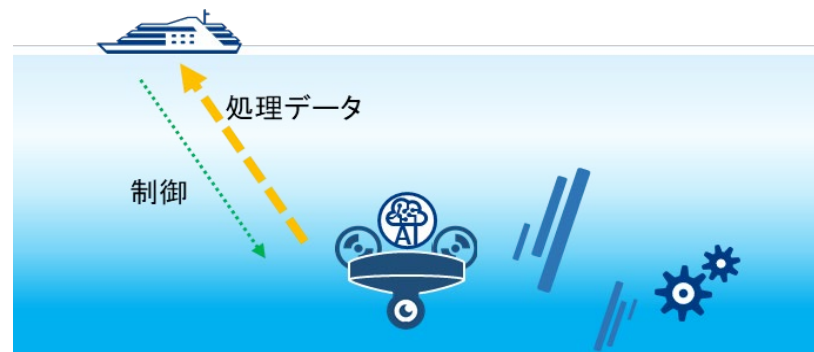
【②-2 AI検証タイプ】（予算：5億円程度）

通信負荷低減・通信の大容量化等によって、より高度なAIソリューションモデルの創出を実現するため、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に関して検証する。

<実証イメージ>

想定される検証例

- ・ エッジAIによる通信量の低減
- ・ AI×通信技術の融合による、山奥や海中等の携帯電話網不感地域における通信の確立
- ・ 同一の無線ネットワークに同時に多数接続する端末における最大遅延の低遅延化等、接続の安定性が求められる、ユースケースの検証
- ・ ネットワークとAI・コンピューティングが融合等した通信インフラを活用した新たなAIの先進的なソリューションモデルの創出



（例）海中で取得したデータをエッジAIで処理した上で、海上・地上に安定的に送信



（例）工場等において、NWのリアルタイム制御を通じて、搬送ロボットの搬送効率を向上

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<事業規模の上限>

1億円程度

【②-3 自動運転レベル4検証タイプ】（予算：22億円程度）

地域限定型の無人自動運転移動サービス（限定地域レベル4）の実装・横展開に当たって課題となる遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施する。

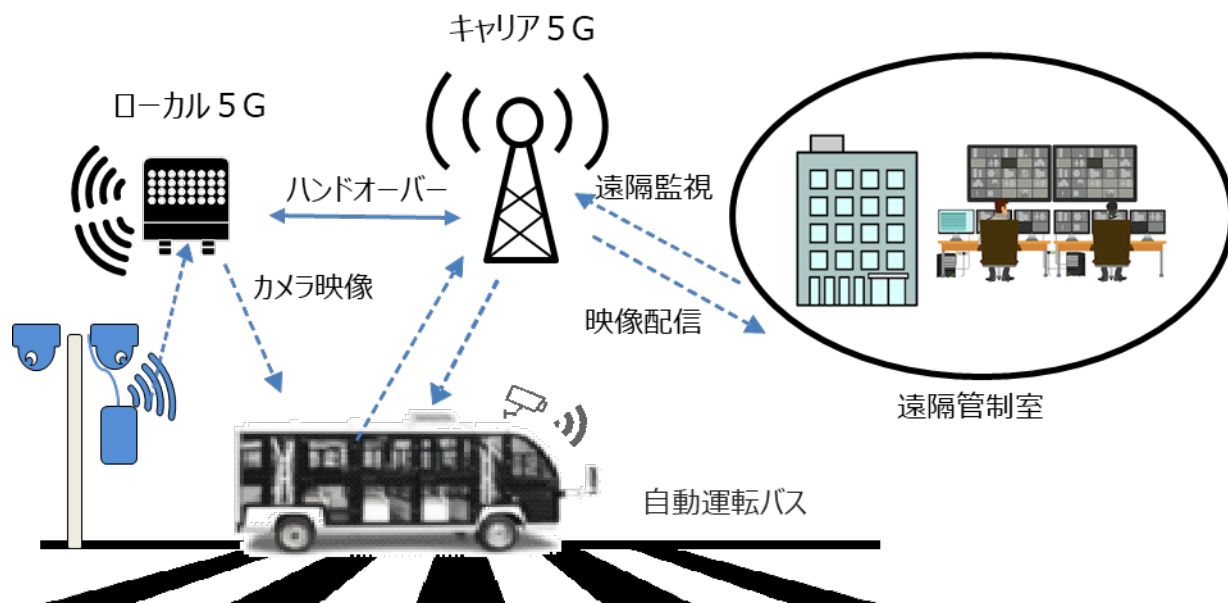
＜実証イメージ＞

想定される検証項目の例

- ・交差点における通信
- ・基地局間のハンドオーバー
- ・路車間通信の信頼性
- ・必要な通信帯域幅 など

想定される検証環境の例

- ・形状等の異なる物理的環境
- ・積雪・日照等の気候条件 など



＜実施主体＞

地方公共団体、企業・団体など

※地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

＜事業規模の上限＞

上限2.5億円程度

（参考）「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和5年12月閣議決定）（抜粋）

地域限定型の無人自動運転移動サービスを2025年度目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上で実現し、全国に展開・実装する。

【③補助事業】（予算：8.5億円程度）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な
通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象> ※2

① 無線ネットワーク設備 （ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※3

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※3 通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合限り、5か年分を上限として補助対象とします。

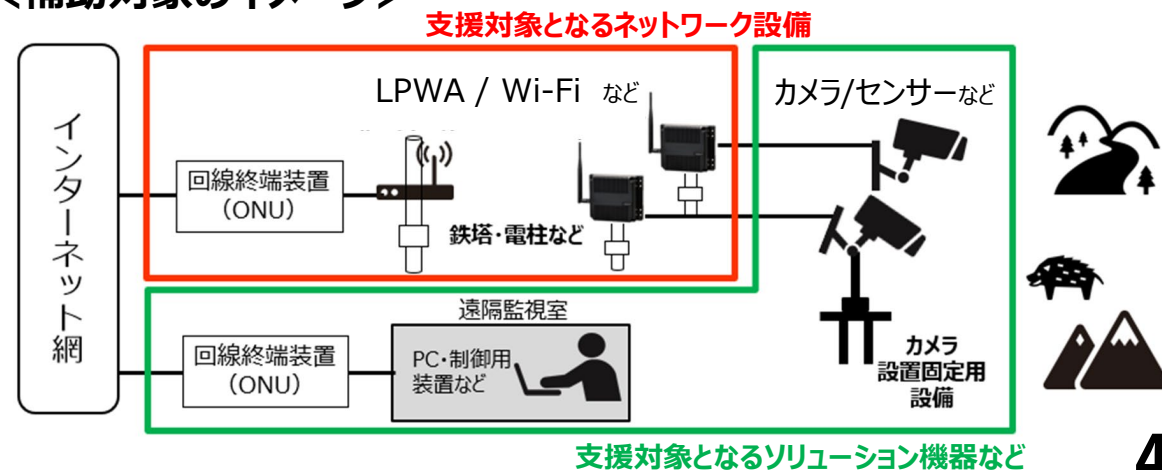
<補助率> 補助対象経費の 1/2

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

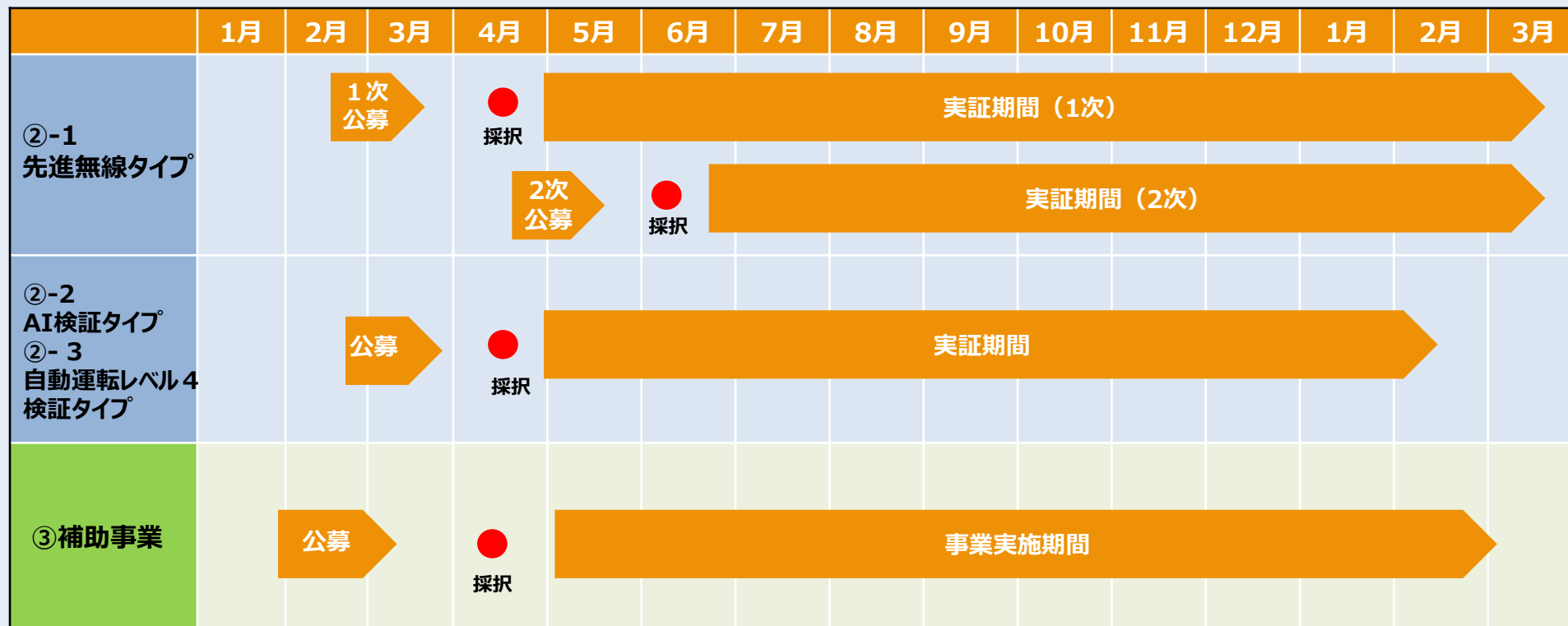
<提案評価の観点例>

- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学金）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

<補助対象のイメージ>



【事業スケジュール（予定）】



【公募中】

②-2 AI検証タイプ

令和7年2月28日(金)から令和7年3月21日(金)17時まで

制作費補助（応募ください）

先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進補助

海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における、先進的設備の活用に係る経費の1/2を補助（補助額上限あり）

- 対象団体：番組製作会社、地上系放送事業者、ケーブルテレビ事業者、衛星放送事業者
- 対象経費：①先進的設備等の取得（購入）又は使用（リース）に要する経費及び②先進的設備等を活用する制作に要する経費を支援
- 補助タイプ：【A】4Kを活用した実写コンテンツ制作（上限3000万円※②のみの場合上限2000万円）
【B】4Kに加え、VFX、3DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツ制作（上限2億円）
- 補助要件：経費を支援する実写コンテンツについて著作権を有すること、令和10年度までに申請対象の実写コンテンツを完成させること及び海外展開に取り組むこと
- 募集時期：令和7年6月以降予定（現在は事務局を公募中）

人材育成（参加ください）

高品質コンテンツ製作のための人材育成支援

海外展開を推進するために、世界水準の実写コンテンツの製作ノウハウ又はVFX等の技術スキルを有する人材（クリエイター）を育成する研修等を実施

- 対象者：番組製作会社、地上系放送事業者、ケーブルテレビ事業者、衛星放送事業者の社員等
- 対象人材：①企画・制作等を行うプロデューサー等及び②制作技術担当者（VFX、CG等）等
- 研修内容：①研修実施団体と連携した国内研修、海外研修（米国・韓国予定※渡航費各社負担）
②設備の活用方法等を学ぶ国内研修
- 研修要件：実証事業として上記研修を通じてノウハウ等のマニュアル、技術スキル等の基準を作成することを想定しており、アンケート等への各種協力や報告書の提出
- 研修時期：令和7年秋以降予定（事前に受講者を公募し選考。研修参加費は無料）

海外配信（コンテンツを提供ください）

放送コンテンツの海外展開推進に向けた配信プラットフォームに関する実証事業

海外流通手段を確保するため、国内配信事業者と連携し、日本の放送コンテンツ（ローカル局及びケーブルテレビ等のコンテンツを含む）の海外配信をアジア地域にて3年度にかけて実証。令和7年度は東南アジア1か国で配信予定

- 配信主体：国内配信事業者（入札にて決定）
- 提供依頼：総務省から放送事業者等に対して実写コンテンツ（海外配信に必要な権利処理済）の提供を依頼
- 依頼時期：令和7年6月以降予定（配信事業者、配信方法・配信国等の確定後）

なお、海外配信のほか、国内見本市（TIFFCOM）の開催支援、海外見本市（ATF等）における日本の放送コンテンツをPRするセミナー開催を予定

コンテンツ提供のメリット

- 総務省予算でローカライズ（字幕付与）※実施本数上限あり
- 総務省予算でローカライズしたコンテンツを無償利用可
- コンテンツの視聴データの無償提供
- コンテンツ視聴量に応じたレベニューシェアの支払い（予定）

先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業（補助事業）の概要

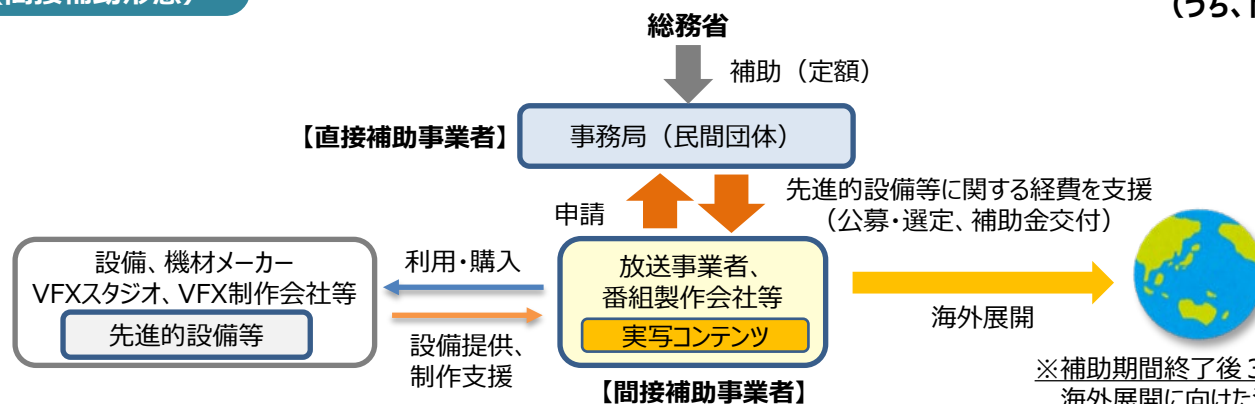
10

※令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案に基づくものであり、実施は当初予算の成立が前提

- 高品質コンテンツの製作を促進するため、国内でコンテンツを製作する者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における①先進的設備等の取得又は使用に要する経費及び②先進的設備等を活用する制作に要する経費を支援。
- 4 K、VFX、3 DCG、AI技術等の先進的なコンテンツ制作技術の活用を促し、世界水準の実写コンテンツの創出に繋げることで、我が国の放送コンテンツの更なる海外流通を推進。
- 使用する設備のレベルに応じ、2タイプの補助メニューを設置。

事業イメージ（間接補助形態）

R6補正予算+R7当初予算（案） 9.9億円
（うち、間接補助事業費：9.2億円）



※補助期間終了後3年以内に作品完成し、
海外展開に向けた活動を行うことを必須とする。

支援対象、補助率等

※原則として、1事業者当たり1申請とする。複数事業者連携のコンソーシアム形式による申請も可能。

タイプ	支援対象	補助率	上限額
A	4 Kを活用した実写コンテンツ制作	1/2	3000万円 （②制作経費のみの場合は2000万円）
B	4 Kに加え、VFX、3 DCG、AI技術等の先進的設備等を活用した実写コンテンツ制作	1/2	2億円

- **補助対象者**：当該実写コンテンツの著作権を有し、制作費を負担する国内の放送事業者、番組製作会社等（外国法人の日本支社は除く）
- **対象コンテンツ**：海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ（対象外：アニメ、映画、MV、CM、プロモーション映像、成人向け、YouTubeなど）
- **補助対象経費**：①先進的設備の利用・導入に係る経費、②先進的設備等を用いたコンテンツ制作経費（対象外経費あり）

事業期間

（直接補助事業）令和7年4月1日（予定）～令和8年3月31日

（間接補助事業）交付決定日（令和7年8月下旬予定）～令和8年1月31日

※予算に残余がある場合は、9月以降に2次公募の予定。

- 放送コンテンツの更なる海外展開を行う上で、世界水準の実写コンテンツ製作のノウハウ、VFX等の先進的技術スキル等を有する国内人材の不足が課題。
- 課題解決に資するため、**人材育成支援計画を検討・策定し、放送事業者、番組製作/制作会社等への講習会、技術研修、海外派遣等を含む研修プログラムの実施を通じ、高品質コンテンツ製作のためのマニュアル、技術スキル等を作成予定（実証事業）。**
- **2025年秋以降に研修を実施予定。**受講者は公募し、選定された対象者は無償で受講可。

（１）製作ノウハウ等の取得支援

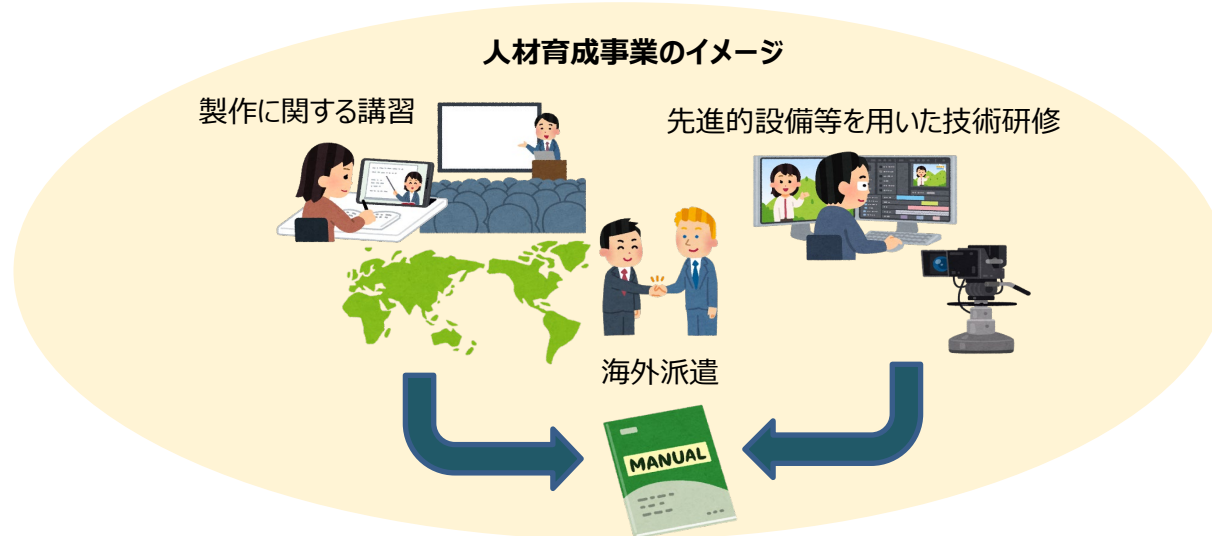
放送コンテンツの企画等を行うクリエイター（放送事業者、番組製作/制作会社等）に対する、海外展開に必要な製作ノウハウ、海外配信プラットフォームとの契約交渉、専門人材の登用等に関するマニュアルを作成。

マニュアルは、クリエイターに対する講習、海外への研修派遣等の実施を通じ、得られた知見も参考に作成。

（２）技術スキル等取得支援

撮影・編集等を行うクリエイターに対して、高品質コンテンツの製作に活用される先進的設備等（VFX、4K等）の活用方法等の研修機会を提供。

技術スキル等に係る基準を策定。



地域社会DXナビ

- 地方公共団体のデジタル実装において、①知見・ノウハウ等の情報不足、②各種情報の分散が課題。
- 課題解決のため、各地域におけるDX事例の成功要因、効果、課題等の調査を行い、情報を一元的に提供するポータルを構築。
- 「地域社会DXに取り組む企業と地方公共団体の情報探索をナビゲートするプラットフォーム」に。

地域社会DXを推進するための情報が満載！

「地域社会DXナビ」は全国の地域社会DXの事例や関連記事など、目的の情報探しをナビゲートするプラットフォームです。

地域社会DXに関するインタビューを掲載

豊富な条件から事例を検索

1分でわかるDX推進

1分でわかるDX推進

地域社会DXに関する支援施策をご紹介

総務省の支援事業

新着記事

●事例紹介
大川村町自治体情報システム構築事業「大川村町LPWA無線システム」をめぐり、各地域のIoTネットワーク推進事業

●事例紹介
総務省の支援事業「アンダーパス冠水の監視 Wi-Fi HaLowで負担軽減」

●事例紹介
総務省の支援事業「雪害対策へ デジタルツイン技術で仮想「双子」の街

●インタビュー
地域企業のキーパーソンに聞く vol.1

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

地域社会DXナビ
https://dx-navi.soumu.go.jp

【サイトイメージ】

新着記事



●事例紹介 2024.10.11
村のDX、入り口は防災。ハードもソフトも整備進む

消防・防災 BWA LPWA
アプリケーション 高知県



●事例紹介 2024.10.11
イノシシの罾回り、低コスト通信とAIが代行

農業・林業 Wi-Fi 鳥根県
人口1万人以上5万人未満
地域デジタル基盤活用推進事業



●事例紹介 2024.10.11
「瀬戸内のハワイ」に高速通信 ワークーションの島へ

地域活性化 5G・ローカル5G
山口県 人口1万人以上5万人未満
地域デジタル基盤活用推進事業



●総務省の支援事業 2024.10.11
アンダーパス冠水の監視 Wi-Fi HaLowで負担軽減



●総務省の支援事業 2024.10.11
雪害対策へ デジタルツイン技術で仮想「双子」の街



●インタビュー 2024.10.11
地域企業のキーパーソンに聞く vol.1

記事一覧へ

🔍 事例を探す

地域別

人口別

分野別

🔍 検索

もっと詳しく調べる

地域社会DXを推進する様々な支援があります

総務省の支援事業を見る

彩子が聞く！
地域社会DX

編集部のふり見聞録



情報通信部情報通信連携推進課

renkei-chugoku@soumu.go.jp

082-222-3408



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

法務省

広島出入国在留管理局

育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



世界をつなぐ。未来をつくる。

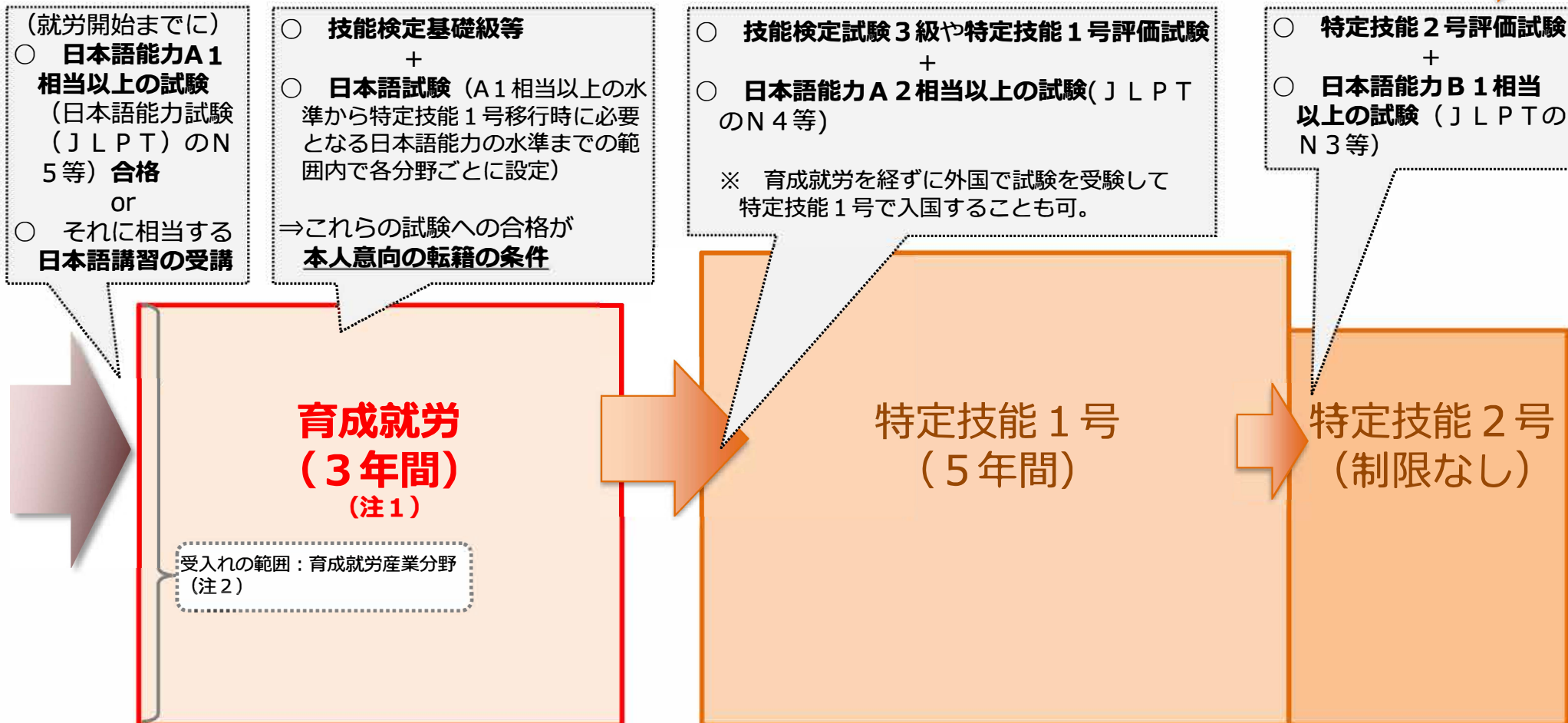
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

技能レベル

高



（注1）特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

（注2）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ

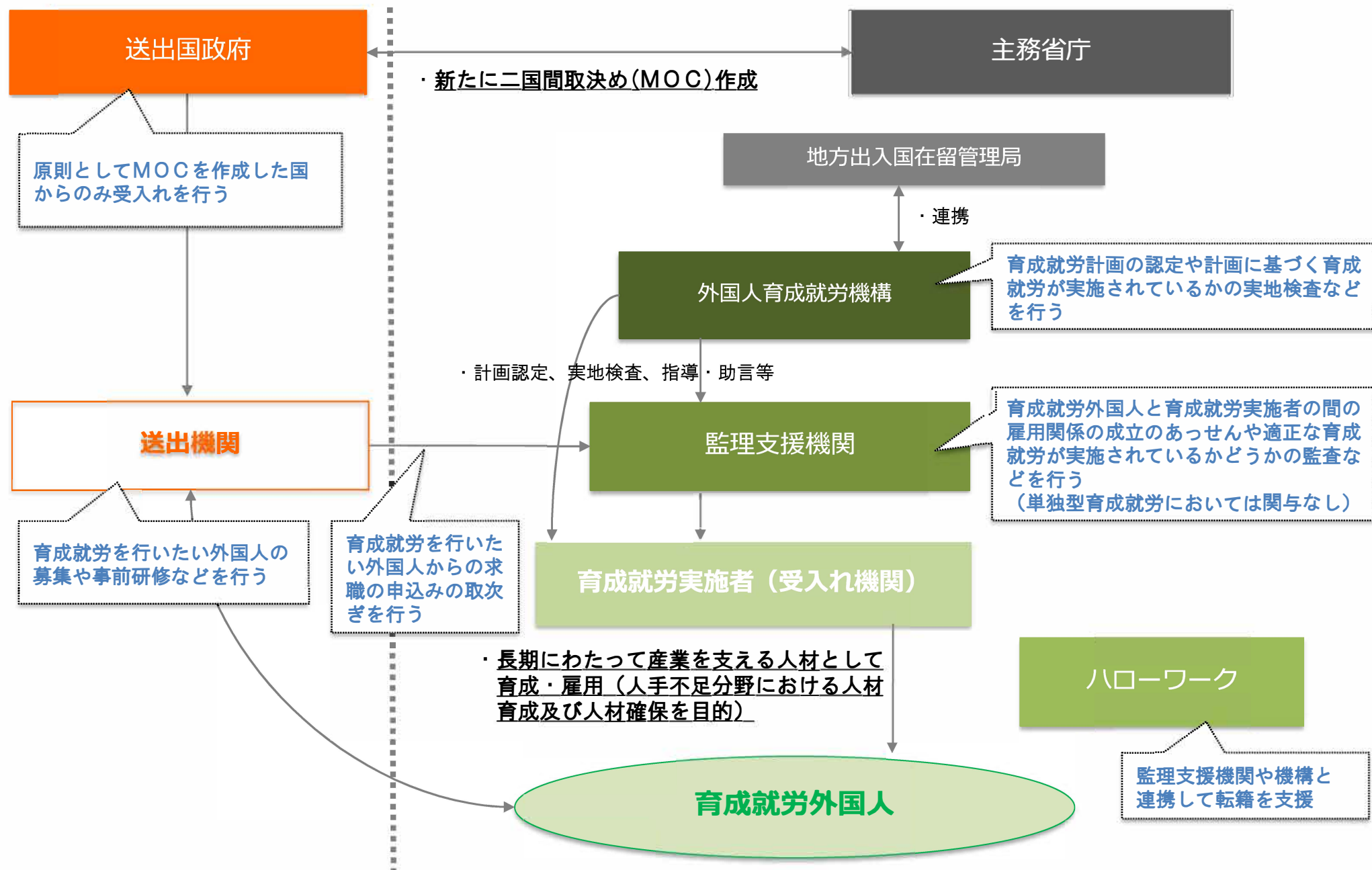


世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



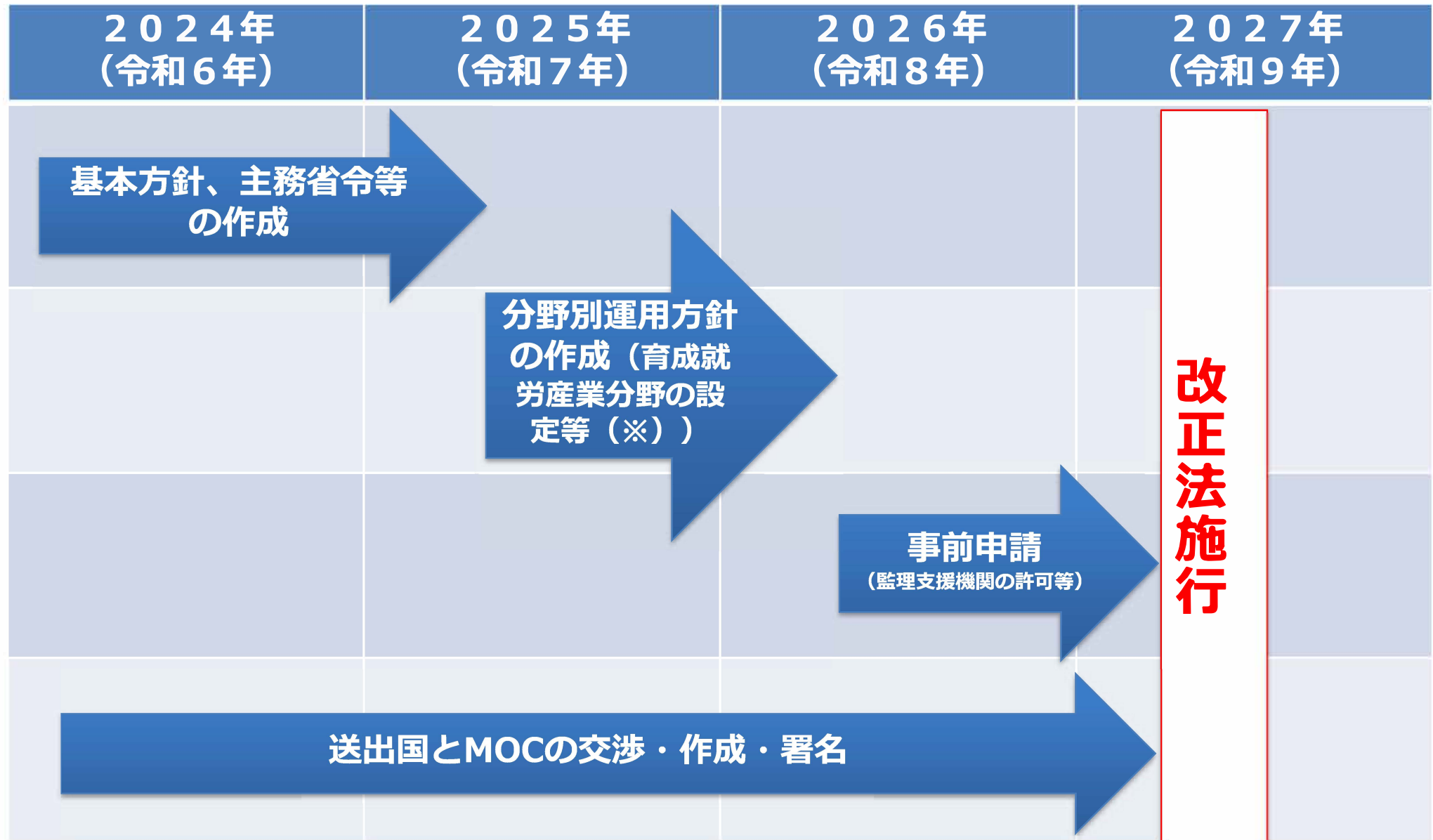
施行までのスケジュール（予定）



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。

施行日（令和9年予定）

入国

①施行日前に入国し、施行日時点で現に技能実習を行っている場合は、引き続き技能実習を行うことができます。

申請

入国

②施行日前に技能実習計画（注2）の認定の申請をしている場合は、施行日以後に技能実習生として入国できる場合があります。

（注2）施行日から3か月以内に開始することを内容とする技能実習計画に限りです。また、技能実習計画は、施行日以後に認定される場合があります。

入国

出国



施行日前に既に技能実習を終えて出国している場合は、技能実習生として再度入国することはできません（注3）。

（注3）技能実習を行っていた期間や職種によっては、育成就労外国人として再度入国することができる場合があります。

財務省

中国財務局

地域企業経営人材マッチング促進事業について

令和7年3月17日
中国財務局 金融調整官

今後の方向性(経済産業省との連携)

令和6年12月23日(月)に以下の内容を金融庁及び経済産業省共同で公表

金融庁及び経済産業省が連携して大企業から中堅・中小企業への 経営人材のマッチングを推進する取組みを実施します

金融庁・経済産業省

1. 背景

金融庁では、令和2年度より「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みとして、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、大企業から中堅・中小企業への人の流れを創出する「地域企業経営人材マッチング促進事業」を実施してきました。

今般の令和6年度補正予算の成立を踏まえ、**中堅企業・中小企業が抱える経営人材不足の課題解決を加速化**するため、本事業を強化する観点から、**金融庁と経済産業省が連携**して、事業を実施してまいります。

2. 事業の概要

本事業は、これまで金融庁予算のもと、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）により、同社が運営する人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」を活用し、実施・運営されてまいりました。

今般の令和6年度補正予算において、金融庁及び経済産業省が連携し、**総額20億円規模（想定）を予算措置**し、今後の事業を展開します。

なお、現在も金融庁予算（令和5年度補正予算）によるREVICareerは実施・運営されておりますので、中堅企業・中小企業の皆様におかれては経営人材確保に是非活用ください。また、大企業人材の皆様におかれては多くの登録をお待ちしております。令和6年度補正予算に伴う制度の詳細は令和7年1月下旬頃目途で改めて公表いたします。

(参考)経済産業省と連携した事業イメージ

事業イメージ

令和6年度補正予算合計 **約20億円** を想定

経済産業省

金融庁

地域の
中堅・
中小企業



求人
ニーズ

人材
紹介

人材マッチングの
仲介役



地域金融機関・
提携先の人材紹介会社
など



政府の関連施策
との連携

検索
(オンライン)

求人情報
登録

地域経済
活性化支援機構
(REVIC)

人材リスト管理

人材リスト

REVICareer
レビキャリ

人材情報
登録

検索
(オンライン)

大企業

地域企業で
活躍したいと
考える社員 等

地域企業による大企業人材の採用

採用形態・年収に応じて給付

転籍：**上限450万円** 兼業・副業、出向：上限200万円

REVICareer(レビキャリア)によるマッチングの具体例(中国地方)

首都圏⇒中国地方

事例 1



- ・メガバンク出身
- ・首都圏在住
- ・50歳代



中国地方の食品メーカーにて財務部長として採用

中国地方⇒中国地方

事例 2



- ・不動産業出身
- ・中国地方在住
- ・50歳代



中国地方の不動産・建設業にて事業部副部長として採用

近畿地方⇒中国地方

事例 3



- ・金融業出身
- ・近畿地方在住
- ・40歳代



中国地方の卸・小売業にて法人営業幹部クラスとして採用

事例 4



- ・流通・小売業出身
- ・近畿地方在住
- ・50歳代



中国地方の小売業にて商品本部長として採用

(参考)REVICareer(レビキャリア)によるマッチングの具体例(中国地方)

期待以上の効果。 事業縮小のピンチをチャンスに変える新入材



ひろなか ヒューマンリソース株式会社
人材紹介事業部長
稲野 裕介

当社は2021年4月、お客様が抱える「人」に関する課題を解決するために設立されました。広島銀行で実施してきた人材紹介業務を、広島県を中心とした瀬戸内地域（広島県・岡山県・山口県・愛媛県）で行っています。経営者の高齢化が進むなか、経営者の右腕となるべき人材の後任が育成しきれていない企業も多く、そのポストに大企業経験者を推薦しています。

人材紹介の価値はマッチングの成立ではなく、求職者の入社後の活躍ぶりで決まります。そのため当社では、求職者の入社後のフォローにも注力。1カ月後、3カ月後、場合によっては6カ月後まで、企業および求職者本人と面談し、両者のコミュニケーションがスムーズに進むようなフォローを心掛けています。

数ある人材紹介プラットフォームのなかで、REVICareerの「大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れ」の創出を目的としたデータベースはほかにはないものであり、地域経済の発展を目指す当社の考え方と一致したため登録しました。登録者は大企業の人事部を通してケースもあり、他社のプラットフォームには登録していない方が多いのもREVICareerの特徴だと思います。

リサイクル事業から始めた地域密着型の中小企業A社は、スクラッ

プ・産業廃棄物の収集運搬から適正処理や大手企業の構内作業を行う「環境資源事業」と、鉄に関する加工・販売および建材販売・建築工事を行う「生活環境事業」の、2つの事業を柱としています。地域の大企業の工場閉鎖により、A社の主力事業である「環境資源事業」の縮小を余儀なくされるなか、A社経営陣は「事業を拡大し、雇用を守る」と決断し、もう一つの柱である「生活環境事業」の売り上げ・収益拡大を目指すこととしました。しかし、当該事業を牽引する絶対的なリーダーが不在だったため、当社に人材紹介の相談があったのです。

当社が紹介したB氏は、大阪府に本社を構える大手住宅メーカーに入社後、広島支店や福山支店の支店長を歴任し、豊富な建築に係る知見、営業・マネジメント経験を持つ人材。50歳を超えて、自身のこれまでのキャリアで培ってきた経験を地域・お客様満足のために生かしたいという思いから転職を決意されました。

入社から6カ月が経過し、B氏は中四国にある営業所へ積極的に足を運び、現地営業員と密にコミュニケーションを取るとともに、「建材卸売り頼み」の現状を脱するため、新たな事業立ち上げに奔走しています。A社役員からは、「期待以上の働き。予定よりも早く部長職に就いていただき、事業部の発展に尽くしてほしい」と、高い評価をいただいています。

当社はA社に対し、事業立ち上げに向けた専門人材や、事業を担うマネジャー人材の紹介を行うなど、今後もB氏と連携しながら、A社の事業拡大に向けた支援を継続的に行っていきます。



(参考)REVICareer(レビキャリア)によるマッチングの具体例(中国地方)

地元で働きたいIPO実務経験者を獲得し、組織体制も強化



株式会社 YM キャリア
代表取締役
松浦 裕志

当社は山口県・広島県・福岡県を主要エリアとする、山口フィナンシャルグループの人材紹介会社です。地域企業の経営課題を解決する手段の一つとしての人材ソリューションを展開し、経営層・ミドル層人材の雇用のマッチングだけでなく、副業・兼業といった業務委託形式を含めた多様な人材活用をご提案しています。2019年7月の設立以来、マッチング件数も順調に増加。22年度には200件を超えるマッチングの支援をしており、23年度についても前年度を上回る見込みです。

業務においてはマッチングして終わりではなく、早期離職が発生しやすい入社後半年間をはじめ、経営者様および入社された方などと定期的にコミュニケーションを取り、ミスマッチを防止するよう定着支援・活躍支援を行っています。

地域金融機関として地域企業へのアプローチは比較的容易に行うことができますが、ご紹介する求職者をどのように確保するかが継続的な課題です。特に人口減少が顕著な地方においては、都市圏にいる人材に対して、いかに地域企業で働くことに興味・関心を持っていただくかが重要となりますが、REVICareerはそれらの層の人材に効果的にアプローチできる可能性があるかと判断し、登録しました。

REVICareerにて成約した、広島県の不動産会社 A 社は、数年以内

の株式上場を目指して組織再編などを進めていましたが、上場準備事務や組織全体の管理体制をさらに強化する必要があると考えていました。そこで、取引銀行および当社と一緒に行った課題整理を通して、それらを解決できる人材の採用が適切な手段だと判断し、IPO実務の経験や上場企業の総務・法務部門での実務・マネジメント経験がある人材を要件として採用活動を開始。要件に合致し、かつ広島県で勤務可能な人材がなかなか見つけられず苦戦するなか、REVICareerに登録している、広島県の大手製造会社でIPO主担当者として実務経験を持つB氏とマッチング。B氏は経営企画部長として経営計画の策定やIR部門等を統括した経験もあり、まさにA社が求めていた人材でした。

A社からは、IPO実務経験者の入社により、組織体制の強化と上場への準備が着実に進められているとの評価をいただきました。一方、B氏にとっては自身のこれまでの経験やスキルを発揮できる仕事であるうえ、希望していた地元での就業が実現したことを喜ばれています。

この事例をはじめ、地域金融機関による成約事例が創出され、それらの情報が発信されることによって、地域企業で働くことに興味・関心を持っていただける方が増えたように感じています。実際、当社の活動においても、地域企業の求人にエントリーする方が増加し、直近でも成約が複数件あります。

これまで金融機関が行ってきた資金面での支援に加え、人材面での支援能力を向上させることで、より多くの取引先企業の課題解決に貢献できると考えています。今後も人材との接点を確保する有効な選択肢の一つとして、REVICareerを活用していきます。



レビキャリアの推移

	直近の実績値 (R7.1.31時点)	令和 5 年度実績値 (R6.3.31時点)	令和4年度実績値 (R5.3.31時点)	令和3年度実績値 (R4.3.31時点)
大企業人材の登録者数（累計）	3,851人	2,889人	1,558人	604人
利用登録をしている大企業数	101社	99社	85社	68社
利用登録をしている地域金融機関数	146機関	128機関	112機関	82機関
登録されている求人票数（累計）	3,258件	1,874件	1,369件	10件
マッチング件数（累計）	159件	72件	17件	1 件

經濟産業省

中国經濟産業局

補助金

1. 大規模な設備投資をお考えの場合、大規模投資成長補助金の活用を。

第3次公募受付中（令和7年4月28日まで）

- 工場等の拠点新設や設備投資を行う場合に活用できます。
- 補助上限50億円（投資下限額10億円）、補助率1／3以内
- 対象経費：建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

詳細についてはこちら→



事務局ホームページ→



税制

中堅・中小成長投資補助金

検索

2. 設備投資をお考えの場合、地域未来投資促進税制（中堅企業枠）の活用を。

- 県知事からの地域経済牽引事業計画の承認と主務大臣による課税特例の確認を受けたうえで、建物・機械等を新設・増設した場合、法人税等の特別償却又は課税控除を受けられます。
- 中堅企業は、機械装置・器具備品の設備投資をする際に、税額控除6％を適用できます。

詳細についてはこちら→
（P6）



地域未来投資促進税制→



税制

地域未来投資促進法 税制支援

検索

3. 賃上げに取り組む中堅企業は、賃上げ促進税制が利用できます

- 青色申告書を提出している企業等が、一定の要件を満たしたうえで、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税等から税額控除できます。
- 中堅企業の場合、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35％を税額控除できます。

詳細についてはこちら→
大企業及び中堅企業向け



賃上げ促進税制→



賃上げ促進税制

検索

4. 更なるM & Aをお考えの場合、中堅・中小グループ化税制が活用できます。

- 成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって成長を遂げる計画を特別事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じることで当該取組を後押しします。
- 過去5年以内にM&Aを実施した中堅企業が産業競争力強化法の認定（特別事業再編計画）を受けた場合、準備金の積立率がM&A2回目で株式取得額の90%、3回目以降で同じく100%として損金算入でき、10年間の据置期間とされます。

税制の詳細についてはこちら→
(P 1 1)



特別事業再編計画については、こちら→



参考：事業再編の促進（産業競争力強化法）→



その他

中堅・中小グループ化税制

検索



5. 中堅企業成長促進パッケージ2025（2025年2月版）

- 中堅企業の役割や課題、官民で取り組むべき事項をまとめた中堅企業成長ビジョンを策定しました。（概要版はこちら）
- 中堅企業成長ビジョンの重点6本柱をもとに、今後、中堅企業や支援団体等が活用可能な、13府省庁・全155件の施策をまとめました。（主な施策はこちら）

中堅企業成長ビジョンはこちら→



全155施策はこちら→



中堅企業成長ビジョン
(概要)はこちら→



主な施策はこちら→



参考情報

中堅企業成長促進パッケージ2025

検索



中国経済産業局では、「中堅企業支援」に関する政策紹介ページを立ち上げました

中堅企業支援（中国経済産業局ホームページ）→



中国経済産業局 中堅企業支援

検索





最新の設備を導入して
もっと生産性をあげたい



拠点を増やして
事業を拡大させたい



賃上げをして従業員の
モチベーションを高めたい

中堅・中小 成長投資補助金

3次公募
締め切り

令和7年
4月28日(月)

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金

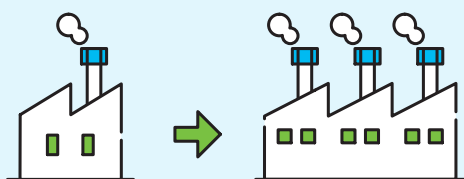
地域の雇用を支える **中堅・中小企業** が、足元の人手不足等の課題に対応し、
成長していくことを目指して行う **大規模投資を促進** することで、
地方における **持続的な賃上げを実現** することを目的としています。

投資
規模

10 億円 以上が対象

補助
上限

50 億円 (補助率1/3以内)



補助金で拠点設立や大規模投資を実施



事業拡大・生産性向上



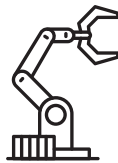
持続的な賃上げ※により従業員へ還元、
優秀な人材の確保も可能に

※最低賃金の年平均上昇率を上回る
賃上げ(全国平均+4.5%/年)

どんな取り組みに活用できる補助金なの？



工場や倉庫、販売拠点などの
新設や増築



最先端の機械や
省力化できる設備の購入



ソフトウェアの
購入や情報システムの構築

※詳しくは公募要領をご確認ください。

事業概要

公募期間：令和7年3月10日(月)～4月28日(月)17時厳守

※公募様式は3月17日(月)に公表予定です。

※公募締め切りの5営業日前までに提出された申請書類については、書類の不備等を事務局が事前に確認いたします。期日に余裕を持って申請してください。

項目	内容
1. 予算額	総額3,000億円(令和9年度までの国庫債務負担含む)
2. 補助上限額	50億円(補助率1/3以内)
3. 補助事業期間	交付決定日から最長で令和9年12月末まで
4. 補助対象者	中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等)※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式:最大10社)も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
5. 補助事業の要件	①投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、 全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上) ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます (天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。)

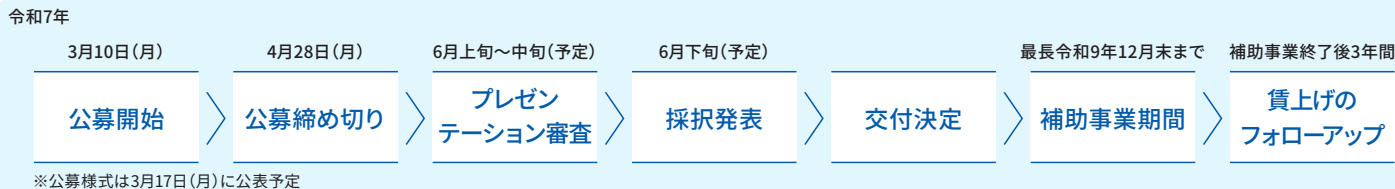
！ ご注意

事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「G Biz ID プライムアカウント」が必要です。G Biz ID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

G Biz IDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事業の流れ



※このスケジュールは、事業内容の変更に伴って改定されることがあります。最新情報については、事務局または経済産業省のホームページをご確認ください。

※採択後の交付申請から交付決定までの審査におよそ2ヶ月を要するため、補助事業の開始時期についてはご注意ください。

詳しくは特設ウェブサイト(事務局HP)をご覧ください



特設ウェブサイト

<https://seichotoushi-hojo.jp>



中堅・中小成長投資補助金サポートセンター

050-3668-7818

平日午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。
- 適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。

改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠*2	特別償却35% 又は税額控除4%
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

- 下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定
- ※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）
- ※要件詳細については調整中
- ① 地域経済への波及効果
自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること
 - ② 当該産業の成長性
自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること
 - ③ 自治体の計画性
自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
*2 サプライチェーン類型について、廃止。
*3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

中小企業
も活用可能！

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	1 5 %
+ 5 %（新設）	2 0 %
+ 7 %（新設）	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業
も活用可能！

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5
（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は
従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	1 5 %
+ 2. 5 %	3 0 %

前年度比 + 5 %
⇒ 税額控除率を
1 0 %上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能※6（新設）**
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能。

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

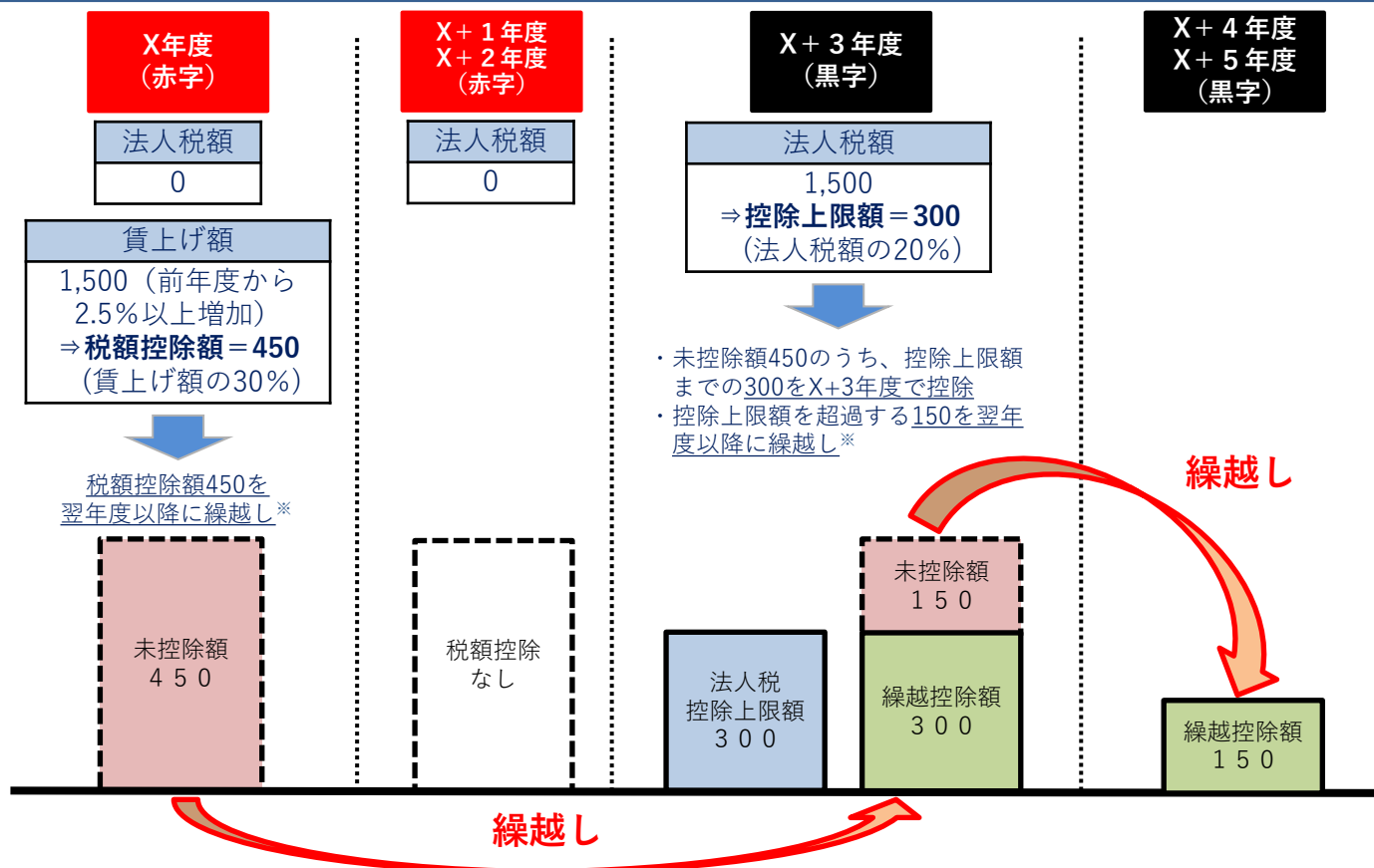
※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

用語の説明

・給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

・教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

・子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



・中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

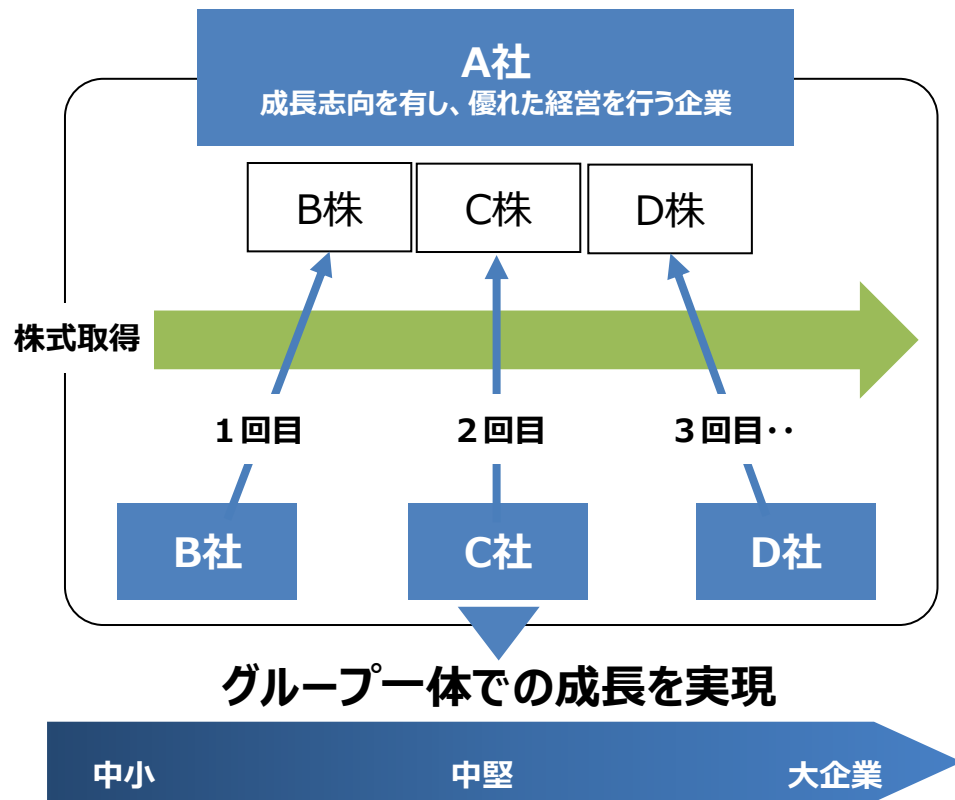
(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

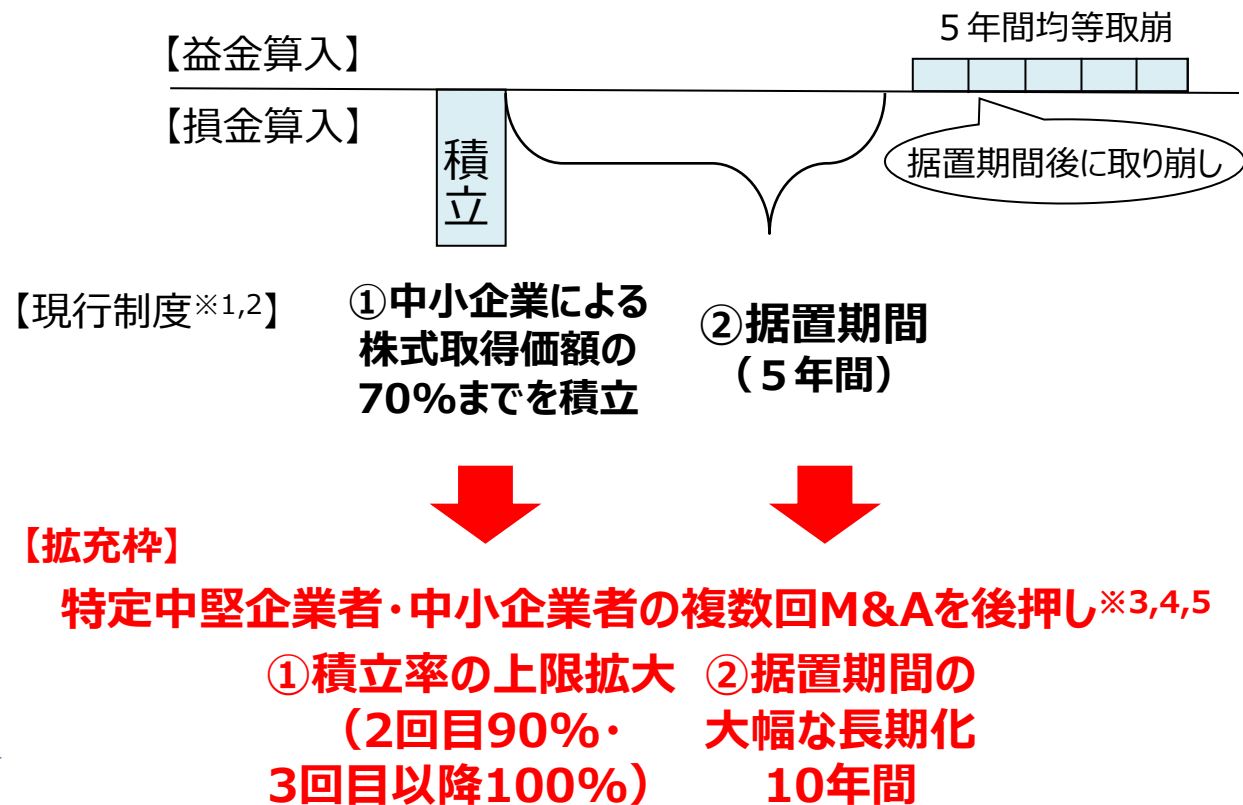
中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠)



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。
- ※ 5 特定中堅企業者については6ページ参照。

事業の詳細ページ等は準備中



経済産業省



Be a Great Small.
中小機構

中小企業成長加速化補助金

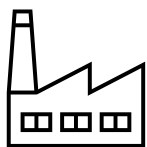
飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

令和7年3月 第1回公募要領公開予定！

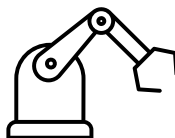
売上高100億円を目指す、
成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な設備投資を支援

活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

⚠ 注意

- ※ 補助金制度の具体的内容については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
- ※ 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GビズIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。

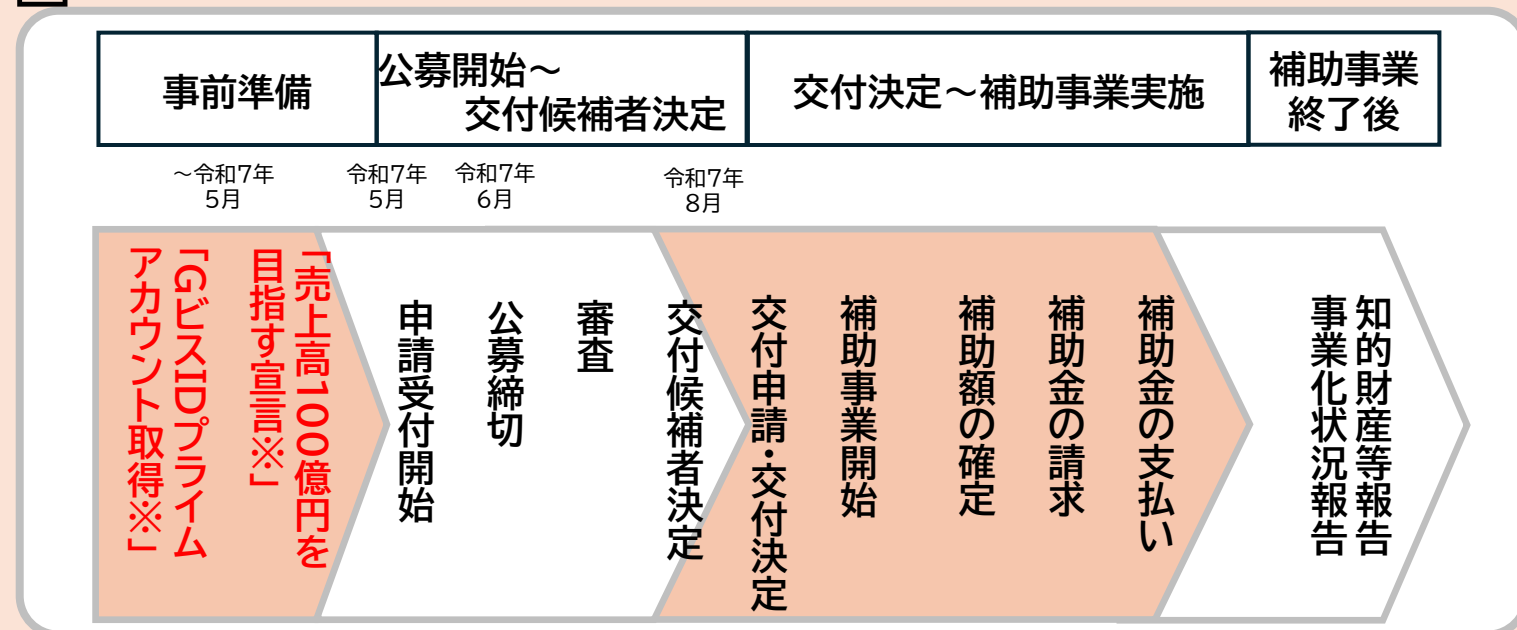
補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、賃上げ要件 など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

申請のポイント(例)

- 経営力:経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながるが見込まれるか。外部・内部環境の認識(市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等)を踏まえた事業戦略となっているか。
(売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率 等)
- 波及効果:産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。賃上げへの取組、適切な取引姿勢、女性が活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。(賃上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等)
- 実現可能性:迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。(ローカルベンチマーク、金融機関の審査への同席 等)

事業スキーム



※売上高100億円を目指す宣言:

中小企業が、自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表をするものです。

お問い合わせ先
補助金事務局の決定後、掲載します。

※GbizIDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



“飛躍的成長”を目指す中小企業の皆様へ

「売上高100億円を目指す！」 その「挑戦」を宣言しませんか



成長ビジョンを示し、国の支援や同じ志の
経営者ネットワークも活かして、目標の実現へ！

「売上高100億円を目指す宣言」とは？

・中小企業が、「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を自ら宣言し、ポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表をするものです。

《宣言の内容》 ※詳細検討中

- ①企業の現状(足下の売上高、賃上げ等企業目標、課題等)
- ②売上高100億円の実現のための目標(売上高成長目標、期間、プロセス等)
- ③売上高100億円の実現に向けた具体的措置(生産増強、海外展開、M&A等)
- ④実施体制
- ⑤経営者のコミットメント(経営者自らのメッセージ) 等

※「宣言」に際しては、要件と記載内容の確認があります。

「宣言」をすると、
どんなことができるの？
いいことがあるの？



「宣言」をされた企業さま
限定の特別なメニューが
あります！

「宣言・公表」のメリット

・「宣言」取得による補助金等の活用

設備投資等に活用いただける「宣言」が条件となる補助金(上限5億円(補助率1/2))の申請が可能になります(その他、必要書類を提出した上で、審査があります)。

・経営者ネットワークへの参加

「宣言」を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネットワークを構築します。また、経営の“気づき”につながるような、「宣言」企業限定のイベント等にご参加いただけます。

・「宣言」マークの活用による自社PR

「宣言」を行った企業だけ「ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。

※「宣言」企業がご活用いただけるメニューについては、今後追加・内容変更の可能性あります。

募集要領は令和7年2月公開、申請については令和7年5月頃の開始を
予定しております。ぜひ、「宣言」をご検討ください！



国土交通省

中国地方整備局

中堅・中小企業の皆様へ

～ご利用いただける支援施策のご案内～

1. 資金調達・設備投資

2. 人材確保

3. M&A、専門家活用

4. イノベーション

5. 海外展開

6. GX・DX

中堅企業成長促進パッケージ2025

【2025年2月版】

本資料は首相官邸HPに掲載しております。

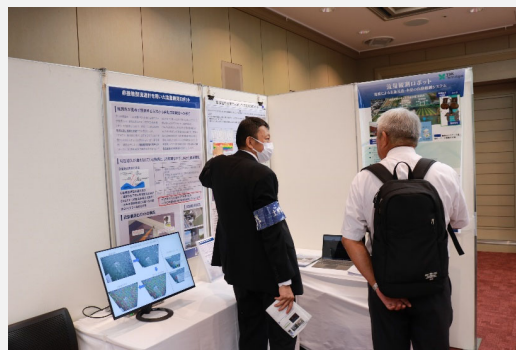
 中堅企業等支援施策



研究開発事例等の周知・広報

- 土木研究所（土木研）では、中堅企業等に対し、研究成果の普及促進を目的として、技術展示会である土研新技術ショーケースを開催しています。
- 土研新技術ショーケースでは、土木研の研究成果の普及促進を目的として、研究成果を社会資本の整備や管理に携わる幅広い技術者に、講演とパネル展示で紹介するとともに、開発技術に関する相談に応じています。

土研新技術ショーケースの様子



令和6年度 開催実績

開催日	開催地	開催方法
令和6年9月26日	東京	対面・オンライン開催
令和6年10月31日	新潟	対面・オンライン開催
令和6年12月12日	名古屋	対面・オンライン開催
令和7年1月30日	広島	対面・オンライン開催



中堅・中小建設企業の海外進出支援業務

中堅・中小企業
概要ページ掲載施策

- 各種セミナーの開催、海外事業計画策定支援、海外訪問団などの施策実施や、中堅・中小建設企業や政府関係機関・金融機関等からなる中堅・中小建設企業海外展開促進協議会(JASMOC)の運営を通じ、海外進出に必要な情報・課題の共有や現地企業とのビジネスマッチングを提供することで、中堅・中小建設企業等の海外進出を支援します。

予算額 令和7年度予算額：0.8億円の内数

概要 ①各種セミナーの開催

- ✓ 海外進出に向けた戦略・事業計画策定のポイントをお伝えする海外事業計画策定支援セミナー、現地共同研究や新たなビジネスパートナーをつくる機会を提供する海外大学連携技術紹介セミナー、各地域で開催する海外進出セミナー、リスク管理セミナー等、JASMOC会員企業のアンケートや有識者の意見を踏まえて各種セミナーを開催。

②海外事業計画策定支援の実施

- ✓ 各社における海外進出の戦略立案から事業計画に落とし込むまでの一連のプロセスを、中小企業診断士を中心としたアドバイザーとの個別面談を通して支援。

③海外訪問団の実施

- ✓ 対象国に中堅・中小建設企業からなる訪問団を派遣。相手国政府との意見交換会、現地JICA等からのブリーフィング、現地企業・日系企業とのビジネスマッチングや、現場見学等を実施。

④中堅・中小建設企業海外展開促進協議会（JASMOC）の運営

- ✓ 業界団体、中小企業診断士、政府関係機関・金融機関等の支援機関等と連携し、海外進出に役立つ情報の提供や企業紹介シートを通じた企業のPR等を実施。

●協議会構成 (令和7年1月1日現在)	会員	: 中堅・中小建設企業 287社
	支援機関等	: 業界団体、政府関係機関、金融機関(地銀・信金)等 124団体
	運営委員	: 【委員長】草柳俊二(東京都市大学客員教授)、有識者6名 計7名

お問合せ先：国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課（03-5253-8280）

E-mail:hqt-kokusai01@gxb.mlit.go.jp

建設現場管理のデジタル化の推進事業

- 「地域の守り手」である建設業の持続可能な発展のため、現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避の状況となっているが、建設業のICT化は不十分な現状。
- 令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、ICT活用の適切かつ有効な実施を図るための指針を作成することとされた。

ICT指針の概要

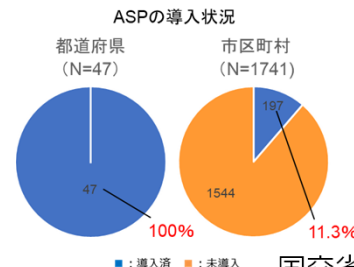
- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における

ASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナー

お問合せ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課（03-5253-8277）

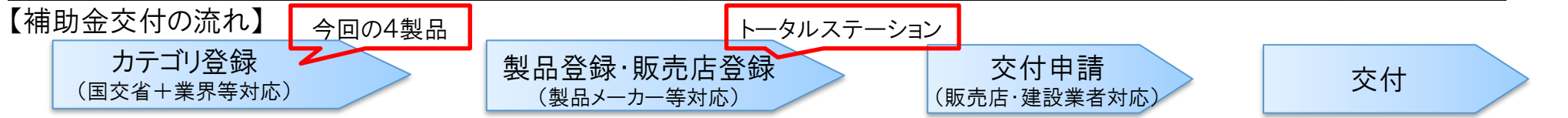
参考資料

- 建設業の持続可能性を確保するためには、建設業者がその経営規模に応じ、ICTを活用した生産性向上策への積極的取組みを行うことが待ったなしの課題
- 特に中小建設業者によるICT化を促すため、「中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)」の補助対象(カタログ)に、建設業において活用可能な4製品を新たに追加
 - ⇒ 既に対象となっているトータルステーションを含む計5件がカテゴリ登録済に

中小企業省力化投資補助金の概要

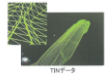
お問合せ先：中小企業省力化投資補助事業コールセンター（0570-099-660 または 03-4335-7595）

補助対象	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合の上限額)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等 (補助対象者は中小企業等)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6～20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	



今回カタログに追加する4製品

* 今回、建設現場で活用可能な清掃ロボットのカテゴリ追加が実現

機器名称	GNSS測量機	3Dレーザースキャナ	清掃ロボット*	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル
用途・機能	高精度測量を実施 	測量や検査業務必要な3次元データを取得 	・自律走行で床を清掃 ・各種センサにより、人や障害物を回避しながら清掃可能 	オペレータをガイダンスでサポート(マシンガイダンス機能)又は半自動操縦(マシンコントロール機能)を具備。
導入メリット	従来の米国GPSのみの電波は、障害物に弱く精度も高くないところ、各国衛星の電波活用により、障害物に強く精度が高い	広範囲にレーザーを照射し、面的に対象物の空間位置情報を計測する。測量の回数が少なく、作業時間が短い	従来、広大な建設現場をブラシや掃除機等で人力で清掃していたところ、清掃作業に係る省力化が可能	設計データと現場状況をリアルタイムで比較し、最適な操作をサポートすることで、掘削精度向上、初心者も効率的に作業可能といったメリット
活用が想定される主な場面	広範囲の測量を行う現場、複雑な地形の山間部	複雑な地形を伴う現場や視界が限られる都市部工事  	各種建設工事の前後	広範囲の掘削や複雑な地形で精密な施工が必要な現場 
平均価格帯	数百万円程度	500万円～	数百万円程度	2000万円～3000万円

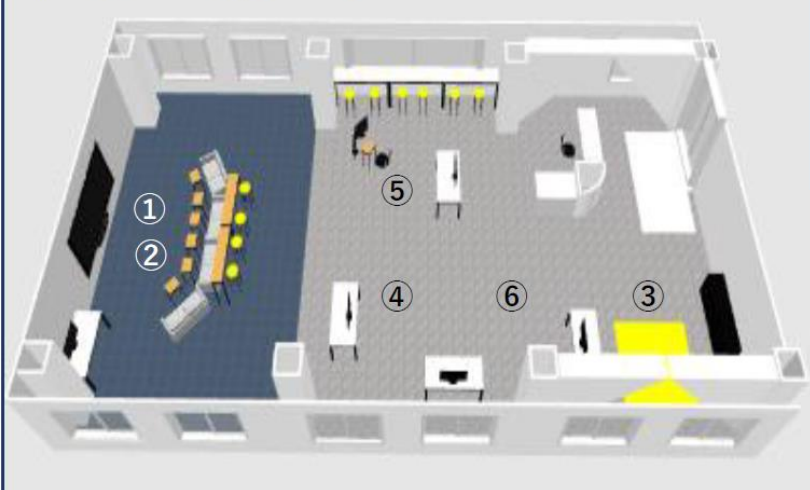
中国インフラDXセンターは、発注者（地方公共団体を含む）や受注者がICTやBIM/CIMの活用に向けて必要な知識・技術を習得することを目的とした人材育成の拠点施設です。また、一般の方から学生・建設業関係者まで幅広い方に、建設現場で活用しているDX技術を見て体験して頂ける施設です。

R5.7から試行的に運用していましたが、施設も内容もVer. UPしてR6.12.18より本格運用を開始しました。

体験コンテンツ

各コンテンツから希望するものを選択できます。

DXルームイメージ



基本はモデルコースを選択

■DX体験コース

（主に一般・未経験者向け）

■ICT施工体験コース

（主に経験者向け）

①3次元測量体験

【「地上型レーザースキャナ」や「Lider」による計測体験】



②3次元設計体験

【3次元設計データソフトを用いて道路計画を簡単に作成できる体験】



③VR(仮想現実)体験

【VR技術によるメタバース体験】



④AR(拡張現実)体験

【現実の背景に計画する構造物の3次元モデルを重ね、完成形のイメージを可視化する体験】



⑤遠隔操縦/ICT建機施工体験

【ICTバックホウ遠隔操縦体験
/バックホウシミュレータ体験】



⑥遠隔臨場体験

【遠隔による、現場のコンクリート構造物の品質・出来型の確認体験】



【BIM/CIMの活用拡大】 中国インフラDXセンター

- 新たに3次元設計データの作成、ICT建機のシミュレータ、モバイル端末による出来形計測・管理、ワンマン測量 といったICT施工の一連の流れを体験できるコンテンツを追加。
- 未経験者の方でも利便性を感じることができる新たなコンテンツにより、さらなるICT活用の普及促進を図ります。



国土交通省 中国運輸局

何らかの対応が必要な「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援します！

補助対象事業者

公共ライドシェア・日本版ライドシェア等、新たに導入する交通サービスの運行主体（運行委託する場合を含む）となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会 ※

補助対象経費

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
（悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等）
- ②サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用（車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用 等）
- ③実証事業に要する費用（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等）



【事業イメージ例】 以下のような検討段階から地域の合意形成までの取組みについて、ワンストップの支援を想定

- 公共ライドシェア等の導入にあたり、実証運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション 等
- 実証運行の実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
- 実証運行に係る車両・配車アプリ等の導入、車両改装・ラッピング、運転者募集 等
- 実証運行経費・実証運行後の利用データの分析・検証 等
- 本格運行に向けた住民説明会



▲公共ライドシェアの立ち上げ（イメージ）

補助率

500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）

※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）

※都道府県が主導するなど複数市町村が共同してサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①については定額の引き上げ（調整中）

※一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、2件目以降の補助については1 / 2

問合せ先

各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間

令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

【採択時期目安：令和7年4月中（予定）（先着順）】

※応募にあたっては、自治体が「交通空白」と認める地域で実施することが要件となります。

※自治体については、「交通空白」官民・連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

※既存路線の廃止・減便等を受けた代替交通の導入であって、かつ緊急的な取組の必要性が高いものに限り、先んじて採択を行う場合があります。

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む
実証事業、人材育成を支援します！ ※「共創」:「官民共創」・「交通事業者間共創」・「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

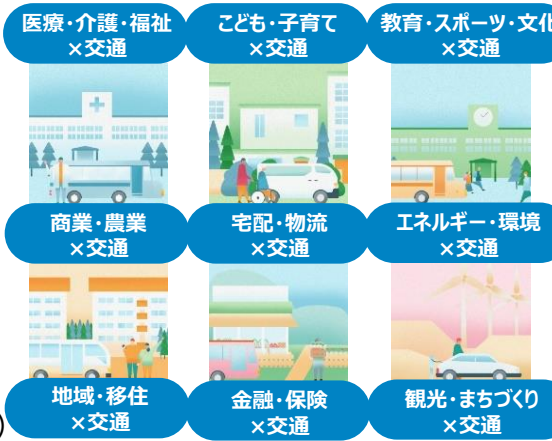
1. 共創モデル実証運行事業

補助対象事業者

交通事業者等※を含む複数主体で構成される協議会や連携スキーム等（共創プラットフォーム）
※交通事業者等:一般乗合・一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、一般旅客定期航路事業者、公共ライドシェアの実施主体、シェアサイクル等の事業実施主体、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送サービスの実施主体 等
(注) 単一の事業者のみでは補助対象となりません。

補助対象経費

- 新たな事業の立ち上げ及び実証運行に係る以下の経費対して支援を実施
- ①基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費（有識者謝金・会場使用料 等）
 - ②システム構築（配車・運行管理・AIオンデマンド 等）、実証運行に使用する車両導入（車両の購入・リース等）による取得・改造に要する経費
 - ③実証事業に要する経費（新規運行に係る経費、実証環境の整備 等）



▲ 他分野共創の分類例

補助率	A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
	500万円以下は定額、 500万円超部分は2/3	補助率 2/3	補助率 1/3

【事業例】 ※R5年度:77事業、R6年度:256事業を支援

- スクールバス・介護輸送・商業施設送迎等の地域輸送資源の混乗化、遊休時間帯における地域路線への活用
- 介護予防プログラムの一環として公共交通を利用した外出を促進（介護予防財源の活用）
- 教育委員会との関係による児童の登下校・部活動送迎にあわせたデマンド交通等の実証運行
- 商工会議所・商工会や社会福祉協議会、観光協会、地域金融機関、農協等の地域経済界による取組 等



2. モビリティ人材育成事業

(定額：上限3,000万円)

補助対象事業者

地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う都道府県、市町村・民間事業者等

補助対象経費

地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費 (注) 市町村域を超えた広域的な取組に限ります。

問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照） 公募期間 令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

※応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていることが要件となります。
※自治体については、「交通空白」官民・連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

地域公共交通のR・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するため、**交通DX・交通GXにより交通分野における省力化・利便性向上を通じた経営力強化を支援します！**

補助対象事業者

旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者
離島航路・本邦航空運送事業者 等

補助対象経費

機器・システムの導入にかかる初期費用
（機器購入費、システム開発費、設置工事費等）

交通DX

新たな決済手段の普及・拡大

補助率 1 / 3

補助対象

クレジットカードタッチ決済、二次元コード決済、交通系ICカード決済にかかる機器等の導入・更新
※新規導入・機能向上を伴う更新・単純更新の類型ごとに優先順位を付けて補助を行う可能性がある。



デジタル技術活用等による省力化等の推進

補助率 1 / 2

補助対象

- ・乗務日報自動作成システムの導入 ・運行管理支援システムの導入
- ・配車アプリの導入 ・スマートバス停の導入
- ・列車位置情報提供システム等の導入
- ・船客予約システム等の導入
- ・自動チェックイン機の導入



交通GX

補助率 1 / 2

補助対象

- ・EVの充電にかかる電力の使用を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入
- ・旅客施設のLED照明化等
- ・船舶の省エネエンジン等の導入
- ・空港内車両（トレーイングトラクター等）のEV化

問合せ先

自動車・海事・鉄道関係：各地方運輸局担当（別紙参照）
航空関係：航空局航空事業課（03-5253-8574）

申請期間

（自動車関係）令和7年4月以降予定
（鉄道関係）令和7年4月以降予定
（海事関係）令和7年4月以降予定
（航空関係）令和7年3月以降予定

人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段として期待される自動運転について、地方公共団体による**レベル4 自動運転移動サービス実装に係る初期投資**を支援します！

補助対象事業者

地方公共団体（都道府県・市町村）

補助率

4 / 5

対象事業イメージ

- ・定時定路線型の自動運転移動サービス
- ・専用道などを用いたBRT自動運転移動サービス
- ・特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等

補助対象経費

- ・車両購入費・リース費
- ・車両改造費
- ・自動運転システム構築費
- ・リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等

支援の枠組み

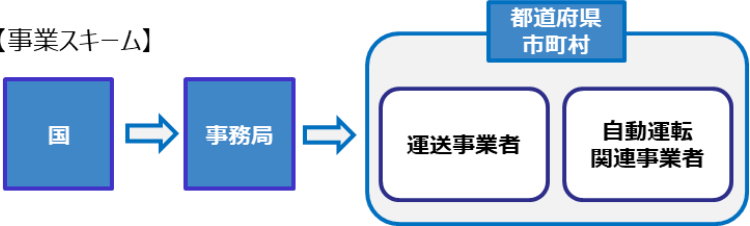
- （１）重点支援

 - 地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業
 - （例）
 - ・既存のバス路線を大型バスにより、自動運転化し大量輸送を確保し事業採算性を向上
 - ・自動運転タクシーにより、個別輸送・面的輸送に対応できる機動的な移動サービスを実現 等
- （２）一般支援

 - 上記を除く、早期にレベル4 達成が見込まれる事業

※「重点支援」については、「一般支援」よりも補助上限額を高く設定

【事業スキーム】



問合せ先 **物流・自動車局（技術・環境政策課）**
電話番号：03-5253-8592
メールアドレス：hqt-ad-tpbgkk@ki.mlit.go.jp

公募期間 **令和7年4月以降（予定）**
【採択時期目安：令和7年6月以降】

事業目的

- **物流分野の労働力不足に対応**するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進**するため、**物流効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等**を推進。

事業内容

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「**総合効率化計画**」の策定経費（協議会の開催等）や、②「**認定総合効率化計画**」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する**事業の初年度の運行経費**に対して支援。
- ①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、**補助額上限の引上げ等**を実施。

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
 - ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
 - ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
 - ・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始

計画策定経費補助

運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額
500万円

省人化・自動化機器導入
上限300万円
(補助率：1/2以内)

計画策定経費補助
上限200万円
(補助率：定額)

上限総額
1,000万円

省人化・自動化機器導入
上限500万円
(補助率：2/3以内)

運行経費補助
上限500万円
(補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

＜省人化・自動化機器の導入例＞

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車

ピッキングロボット



無人フォークリフト

昨年度事業との主な変更点

- ・貨客混載をはじめとするラストワンマイル配送効率化の取組について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加

事業目的

- 地域の集配拠点や倉庫、トラックターミナル等の物流施設等において、**物流の脱炭素化**に向けて次世代エネルギーである**水素や再生可能エネルギー等**を活用した**先進的な取組**を行う際の**充填・充電設備等の導入**を支援。

事業内容

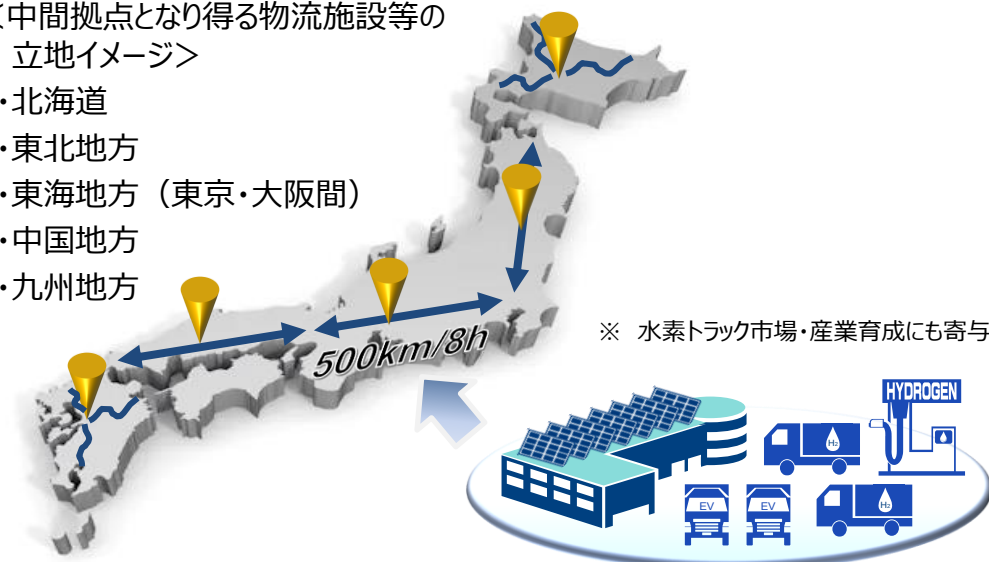
- 国外情勢の不安定化等により燃油価格が高騰を続ける中、資源燃料価格の変動に対応した持続可能な物流の実現に向けて、**車両・施設等の省エネ化・脱炭素化による物流GXは極めて重要**。
- このため、ガソリン車に比べると現時点では航続距離が短い**FCVトラック、EVトラック等の現場での活用促進**に向けて、**幹線輸送や地域内輸送の中間拠点となり得る物流施設等**における**水素・再エネ利用関連設備等の導入**を支援。

※ 燃料の種類ごとの4トン車の航続距離の比較

- ・ ガソリン車 : 700km
- ・ FCVトラック : **260km**
- ・ EVトラック : **180km**

＜中間拠点となり得る物流施設等の立地イメージ＞

- ・ 北海道
- ・ 東北地方
- ・ 東海地方（東京・大阪間）
- ・ 中国地方
- ・ 九州地方



補助率・補助対象等

- | | | |
|-------------------|---|--|
| 【補助率】
1 / 2 以内 | 【補助対象施設】
・ 営業倉庫
・ 貨物(利用)運送事業者の集配施設等 | 【補助対象者】
・ 倉庫事業者 ・ 貨物運送事業者 ・ 貨物利用運送事業者 ・ トラックターミナル事業者等 |
|-------------------|---|--|
- 【補助対象設備等】
 ・ 水素利用関連設備（水素スタンド、FCVトラック等）、再エネ利用関連設備（EV充電設備、太陽光パネル、EVトラック、エネルギーマネジメントシステム等）
 ・ 上記の導入と一体的に行う先進的な取組に必要な設備・機器類（トラック予約受付システム、無人搬送機）
- 【補助要件】
 ・ 水 素：①水素の製造・貯蔵のための装置・機器等の導入 ②水素を活用する水素スタンド、FCVトラック等を導入する一体的な取組であること
 ・ 再エネ：①再エネ電力の購入又は再エネ発電設備(新設)の導入 ②大容量蓄電池、充電設備、EVトラック等車両のうち2つ以上を導入する一体的な取組であること

事業目的

- 荷役作業の効率化や積載率の向上等を促すため、荷主・物流事業者等が取り組む「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携による共同輸配送や帰り荷確保等を支援。

事業概要

1. 荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業

- ①「標準仕様パレット」※導入に係る支援（フォークリフト、パレタイザー、ラック等のパレット運用に必要な物流設備の導入・改修費用、現有自社パレットの処分費用等）
- ②「標準仕様パレット」の効果的な活用に係る支援（複数事業者間でのパレットの動態管理のためのタグ・バーコード等の読み取り機器の導入費用等）

【補助率】 1/2以内

※「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ」(令和6年6月公表)で整理された平面サイズ1,100mm×1,100mm、レンタル方式等の規格・運用をいう。

現状Ⅰ パレットを利用していない



バラ積み・バラ卸し

現状Ⅱ パレットを利用しているが、規格や運用が標準化されていない



パレットからパレットへの積み替え



「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

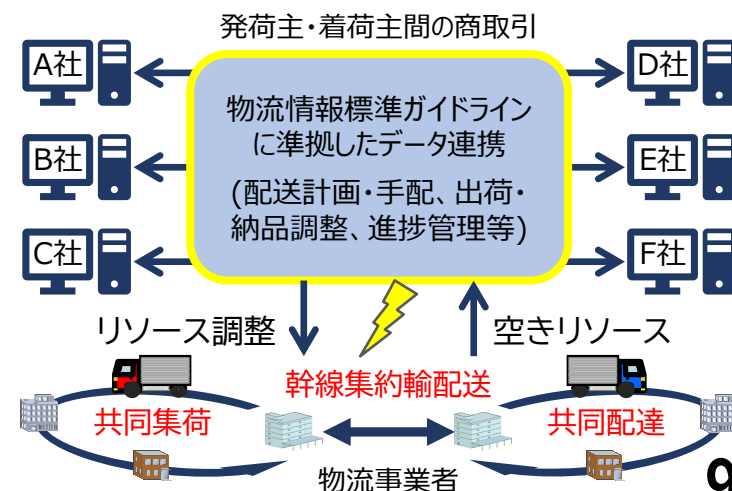
2. 共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業

- ・複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」※に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

※「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ形式の例

- ①住所の表記は、'東京都千代田区霞が関2-1-3'、'東京都千代田区霞が関二丁目一番三号'等ではなく、郵便番号コードに則った形式('10000132-1-3')で記載
 - ②配達予定日の表記は、'YY/MM/DD'等ではなく、'YYYYMMDD'で記載
 - ③数量の表記は、'個数'や'個数単位コード'を併せて記載（例：500ケース → '500' + 'CS'）
- ⇒システム開発や維持コストの最小化、ビッグデータ化を通じた物流の最適化等の実現にも寄与

【補助率】 1/2以内



事業目的

- **中小物流事業者の生産性向上を通じた賃上げ環境整備**のため、**業務効率化に資するシステムの構築や自動化機器の導入等**、中小物流事業者における**機械化・自動化・省人化・デジタル化**の取組を支援することで、**ドライバーの荷待ち・荷役時間の削減等**を図るとともに、**人材の確保・育成**を推進。

支援対象

- 補助内容 ・業務効率化・経営力強化に資するシステムの導入、人材確保・育成支援（補助率：使用料等の $1/2$ 等）
 ・車両の効率化設備導入支援、事業承継支援（補助率：通常機器価格等の $1/6$ ）
 ※ 賃上げを行った事業者には**インセンティブ（補助上限台数の加増等）を付与**

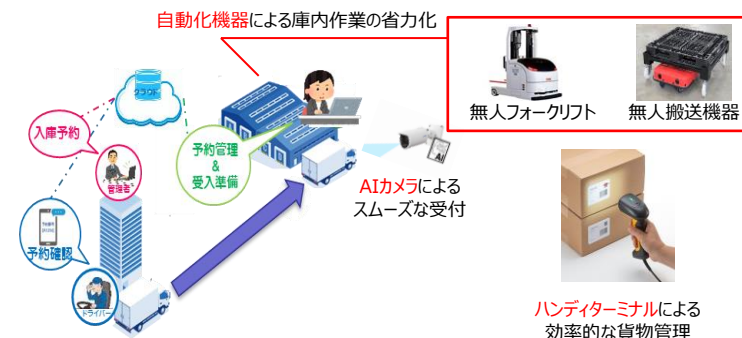
業務効率化・経営力強化支援

業務効率化に資するシステム・機器の導入と併せて**専門家による伴走支援**、効果検証等を行う。

- 予約受付、配車計画、動態管理、求貨求車、運行・労務管理システム等の導入により、**荷待ち時間を削減し、輸送効率の向上が可能**。
- 契約書電子化、伝票電子化、在庫管理電子化等と併せて、**DXによる業務効率化も実現**。
- 物流施設において無人搬送機、無人荷役機器、無人フォークリフト、自動倉庫等の**自動化機器を導入し、施設の省人化を実現**。
- M&A等の事業承継を支援。

予約受付システム
配車計画システム
車両動態管理システム
求貨求車システム
運行・労務管理システム
原価管理システム
契約書電子化

：



車両の効率化設備導入支援

テールゲートリフター



- カゴ台車による荷役が可能となるため、**荷役時間が1/3程度に短縮**。
- 手荷役による重労働が軽減され、女性等の**多様な人材を確保に繋がる**

トラック搭載型クレーン



- 手荷役ではなくクレーンによる積み卸しが可能となることで、**荷役時間が1/3程度に短縮可能**。

ダブル連結トラック



トラック搭載用2段積みデッキ



- 荷物を2段積みすることが可能となるため、**約2倍の積載量が実現され、生産性向上に繋がる**。
- ドライバー1人で**トラック2台分**の輸送が可能となるため、省人化を実現。

人材確保・育成支援

- ドライバーのスキルアップ支援として、**中型・大型・けん引免許等の取得費用**や**フォークリフト運転技能講習の受講費用**等を支援することにより、**労働生産性の向上を促進**。
- 採用活動や、安全講習・健康管理等の女性・若者・外国人を含む多様な人材の確保・育成に係る経費を支援することで、**ドライバーの確保・育成・定着を促進**。

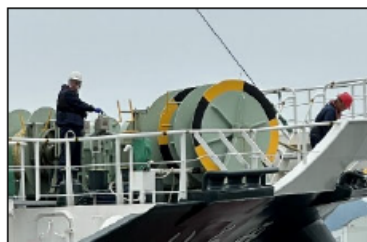
内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金※)

(※NXとは、内航変革を表しており、内航のN、変革を表すTransformationのXの頭文字で構成する造語)

- 内航海運は、DXやGXといった社会変容や船員の高齢化といった内航の諸課題に対応しつつ、物流革新等の新たな社会ニーズに貢献していくことが必要。
- 内航事業者が造船・舶用事業者等と連携し、内航の諸課題を解決し、且つ新たな社会ニーズに貢献するための技術開発・実証事業を実施する場合、技術開発及び実証に要する費用の1/2を補助。

補助対象の事業例

- ◆ 船員の労務負荷低減等の物流DXに関する技術開発



(係船・投錨時のウインチ作業の遠隔自動化)



(着栈・係船作業支援のための舶用バース距離計の技術開発)

- ◆ 船舶の脱炭素化や更なる省エネ等の物流GXに関する技術開発



(バッテリー船の実証)

令和7年度予算額（政府案）1.6億円

事業スキーム

内航海運の生産性向上や船員の労働環境改善といった課題に対応し、且つ物流革新等の新たな社会ニーズに貢献するための技術開発・実証事業を支援

補助率 補助対象経費の**1/2以内**
事業期間 令和7年度に着手し、
最長3事業年度内で終了するもの

対象経費 施設費、機械装置費、材料費、
 プログラム取得費、直接人件費 等

応募要件 ①内航船舶での実証②事業化・導入計画の策定
 ③成果物の横展開

成果目標

補助金により支援を行った新技術について、より多くの内航船舶への導入を実現する。

地方誘客に向けた「観光の足」の確保

ーインバウンド受入環境整備高度化事業ー

【担当部署】
・物流・自動車局（旅客課）
・総合政策局（モビリティサービス推進課）

インバウンドの地方誘客を一層強力に進める上で観光地までのアクセス手段の確保は不可欠。地域の輸送資源やデジタル技術を活用して、観光地におけるインバウンドの「観光の足」確保を強力に推進します！

補助対象事業者 交通事業者、自治体、DMO、NPO等の事業実施主体

補助率

2 / 3

補助対象

① 日本版/公共ライドシェア導入

観光地における二次交通の確保に資する日本版/公共ライドシェアの導入支援を通じて、インバウンドが円滑に移動できる環境整備を推進

（補助対象経費）車両導入、運行に必要な装備、配車管理システム等の導入、多言語対応等

（補助対象者）自治体、交通事業者、DMO、NPO団体等を想定



観光客向け公共ライドシェア

② 地域輸送資源活用事業（レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用）

駅・空港からのレンタカー貸渡の省力化や、施設送迎車両の共同利用の立上げ支援を通じて、限られた地域の輸送資源の有効活用を推進

（補助対象経費）レンタカー貸渡機器（本人確認書類読取端末・キーボックス）導入、共同運行用の車両確保、配車管理システム導入等

（補助対象者）レンタカー事業者、旅館・観光施設等送迎サービスの実施者を想定



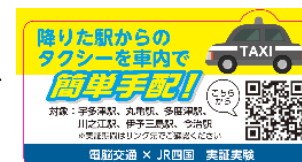
複数の旅館による送迎車両の共同運行

③ 日本版MaaS推進・支援事業（観光促進型）

複数の交通事業者による多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とするMaaSを活用して、交通結節点等における円滑な乗継や観光地での周遊を推進

（補助対象経費）システム改修、利用啓発費 等

（補助対象者）自治体、自治体と連携した民間事業者、協議会を想定



列車到着にあわせてタクシーを手配

問合せ先

- ①：物流・自動車局旅客課（03-5253-8569）
②③：総合政策局モビリティサービス推進課
（03-5253-8980）

申請期間

- ①：令和7年4月以降（予定）
②：令和7年2月以降（予定）
③：令和7年2月12日（水）～3月6日（木）

地方誘客に向けた「観光の足」の確保

－ 交通サービス対応支援事業／公共交通利用環境の革新等事業 －

【担当部署】
・物流・自動車局（旅客課） ・鉄道局（都市鉄道政策課、鉄道サービス政策室、鉄道事業課）
・海事局（内航課、外航課） ・航空局（総務課企画室）

「地方ゲートウェイ」における二次交通へのアクセス円滑化・利便性向上の支援メニューを新たに加え、インバウンドの地方誘客を支える公共交通機関における受入環境整備を一層強力に推進します！

補助対象事業者

交通事業者または旅客施設管理者またはそれらを含む団体

補助率

1 / 3 等 ※1

補助対象

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等



・案内放送の多言語化



・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備



・多言語バスロケーションシステムの設置



・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備



トイレの洋式化等



・洋式トイレの整備



キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入



・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化



・企画乗車船券の発行



・レンタカーのキャッシュレス対応

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 ※2



・非常用電源装置、携帯電話充電設備等



旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・LRTシステムの整備



・連節バスの導入



・ジャンボタクシーの導入



・鉄道車両の荷物置き場の設置



・船内座席の個室寝台化

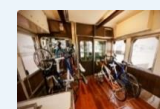
移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車



・魅力ある観光バス



・サイクルトレイン、サイクルシップ



レンタカーの外国人ドライバー支援



・ドライブ支援アプリによる情報提供



・専用ステッカーの普及

バス・タクシードライバーへの外国語接客研修



地方ゲートウェイの刷新(新規)



・乗り場環境整備
駅・空港等の交通結節点における、ライドシェア等の二次交通の乗り場整備・改良



・待合環境整備
ライドシェア等の二次交通との乗換えを想定した、駅の待合環境の整備・改良

※1 観光庁長官が指定した区間で、「多言語対応」「無料wi-fiサービス」「トイレの洋式化等」「キャッシュレス決済対応」の全てと、他の受入環境整備をあわせて実施する場合は、基本的に補助率1/2（公共交通利用環境の革新等事業）

※2 補助率1/2

問合せ先

自動車・海事・鉄道関係：各地方運輸局担当（別紙参照）
航空関係：航空局総務課企画室（03-5253-8695）

申請期間

自動車関係：令和7年4月以降（予定）
鉄道・海事・航空関係：随時

101

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

事業目的・背景・課題

- 2024年の訪日市場は為替の後押し等もあり、過去最高の3500万人・8兆円の達成も視野。他方、政府目標である2030年6000万人・15兆円の達成のためには未だ道半ばであり、**一人あたりの消費額も2万円以上の更なる積み増し**が必要である等、観光消費額の向上に向け、一層の取組強化が必要。特に我が国は観光コンテンツ等の娯楽サービス費支出が諸外国と比べて低い点が課題。
- このような状況を踏まえ、より効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の**我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品（プレミアムインバウンドツアー）の造成**が急務。『日本でしか経験できない特別な体験』を提供するプレミアムツアーは消費額の向上だけでなく、当該コンテンツ単独でインバウンドの来日意欲を創出する効果も期待。このような地域への経済波及効果の高い観光コンテンツを集中的に造成し、地方創生に繋げる。

事業内容

高単価な特別体験『プレミアムインバウンドツアー』の造成

- より効果的に消費額拡大を図るために、消費意欲が旺盛なインバウンド客をターゲットに、我が国が誇る観光資源を生かした**高価格帯商品の造成を集中的に実施**。特に貴重な観光資源の特別開放、地域産品や伝統工芸品等のモノ消費と一体となった特別体験、高単価商品の造成による多角化促進等に注力。
- また、地域への経済波及効果の最大化を促進するため、**地域調達率の高いコンテンツ**造成を支援。

海外情報発信

- 造成したプレミアムツアーを活用した来日意欲の創出のため、訪日イベント等を実施。

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（最低事業費1,500万円）
- ・補助額：1,000万円（定額）+250～3,500万円（補助率1/2）
例）総額1,500万円の場合 1,000万円（定額分）+250万円（1/2補助分）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



事業目的・背景・課題

- コロナ禍以降、三大都市圏への需要の偏在が深刻化。2024年は若干改善したが、**依然として地方誘客の状況はコロナ前水準に達しておらず、都道府県ごとにも需要の回復に差が生じている**状況。インバウンドの地域偏在を解消し、全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成**を更に進め、**来訪目的の創出**が必要。
- また、**個人手配化・オンライン手配化への急激な転換**といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援**が必要。これらの支援を通じて、**地方誘客を行う上で来訪の目的の創出を担う重要産業である地域の観光コンテンツ産業の裾野の拡大や活性化に寄与**。

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。

<支援内容>

- ・ 観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・ 観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2（補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円）
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

事業目的・背景・課題

- 国内外の観光需要が堅調に回復する中で、一部の地域や時間帯等によっては、観光客の過度な混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対応が必要。
- 観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描き、実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組を総合的に支援する。

事業内容

各地域が現在抱えている／今後抱えうるオーバーツーリズムに関する課題について、その未然防止・抑制に向けた様々な取組※を総合的に支援する。

<類型>

- ① **地域一体型**：地方公共団体／DMOが中心となり、地域の観光関係者や住民の参画を得つつ実施する取組を支援。
- ② **実証・個別型**：地方公共団体／DMO／民間事業者等が主体となった取組を支援。（民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須）

※(a) 地域における受入環境の整備・増強、(b) 需要の適切な管理、(c) 需要の分散・平準化、(d) マナー違反行為の防止・抑制、(e) 地域住民と協働した観光振興に係る取組（いずれも調査・実証事業を含む。）を対象とする。

事業スキーム

- ・事業形態：①、②ともに間接補助事業
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）

→①地方公共団体、DMO

補助率等：1地域あたり400万円まで定額、補助率2/3（※）、1/2、上限額：8,000万円

※申請主体が持続可能な観光に取り組む地域である場合（日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）ロゴマークを取得済又は取得予定）

→②地方公共団体、DMO、民間事業者等

補助率等：1/2、上限額：5,000万円

事業イメージ



事業目的・背景・課題

- 我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。
- 本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業内容

○持続可能な観光の推進に向けた受入環境整備を促進

- ・ 地域資源の保全・活用のための遊歩道やバイオトイレの整備のほか、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた混雑状況の可視化に係るシステム整備やマナー啓発のためのコンテンツ制作等を支援
- ・ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入等を総合的に支援

○交通サービスの受入環境整備を支援

- ・ 入国から目的地までの移動を円滑に実施するための公共交通機関等における取組を支援

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

事業スキーム

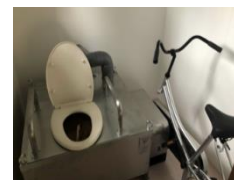
- ・ 事業形態：直接補助事業 補助率：1／2、1／3等
- ・ 補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・ 事業期間：平成28年度～

事業イメージ

地域資源の保全・活用



自然保護のための
遊歩道の整備



バイオトイレの
整備

需要の適切な管理



入域料等徴収のためのシステム整備

需要の分散・平準化



観光スポットや周辺エリアの混雑状況
の可視化・リアルタイム配信

マナー啓発



マナー啓発のためのコンテンツ制作、
看板・デジタルサイネージ等の整備

交通サービスの受入環境整備



多言語表記



UDタクシー



キャッシュレス決済

事業目的・背景・課題

- 宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。
- 人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化等の人手不足対策を実施。

事業内容

- ①外国人材の確保
特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等
- ②経営の高度化
「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進
- ③地域内における事業者間連携を通じた人的資本の最適配置
地域内における事業者間連携を通じて、観光地・観光産業の人材の有効活用や省人化を図る取組を促進

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：①令和元年度～ ②令和5年度～ ③令和6年度～

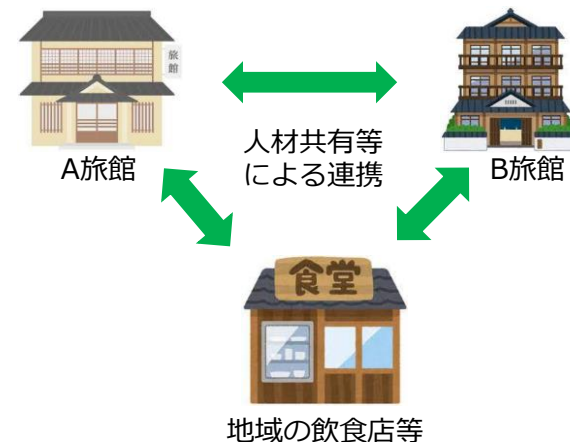
事業イメージ

○外国人材の確保



特定技能外国人材
(宿泊業)

○人的資本の最適配置



事業目的・背景・課題

- インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させる必要。
- 全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

事業内容・イメージ・事業スキーム

事業期間:①令和4年度～、②・③・⑦令和7年度～、④・⑥令和元年度～、⑤令和2年度～

①インバウンド受入環境高度化事業

インバウンドの周遊促進・消費拡大に向けて、観光地等の面的な受入環境整備の高度化を支援

【補助メニュー例】（全20項目）

- ・多言語化、公衆無線Wi-Fi、キャッシュレス、トイレ洋式化等の基礎的な受入環境整備
- ・ワーケーション環境の整備、ICTゴミ箱の設置、多様な移動手段の導入等
- ・ナイトタイムエコノミー、廃屋撤去等の賑わい環境の創出
- ・段差の解消、子連れ環境の整備等のユニバーサル対応支援
- ・観光案内所の整備等の観光拠点の整備・改良に係る支援



・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2 等）
・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

③インバウンド安全・安心対策推進事業

観光危機管理計画策定、観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化、医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化を支援



観光危機管理計画の策定支援 多言語対応AED等 非常用電源装置の整備

・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）※観光危機管理計画策定補助のみ上限500万円
・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

②二次交通の高度化（新規）

地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版/公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援

1)日本版/公共ライドシェア導入
2)レンタカー貸渡の省人化や複数施設による共同送迎輸送等、地域の輸送資源の活用促進
3)モード間連携による円滑な乗継・周遊（観光MaaS）



観光客向け公共ライドシェア 旅館送迎車両の活用 列車降車時にタクシーを手配する仕組み

1)事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→地方公共団体等、補助率 2/3）
2,3)事業形態：直接補助事業（補助率 2/3）
補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

④観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援



・事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）
国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者者に補助、補助対象事業者は補助対象経費の1/2または2/3を間接補助対象事業者者に補助

⑤先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）
- ・補助対象：地方公共団体、協議会



■走行環境整備
■受入環境整備
■情報発信

多言語案内看板 サイクルラックの設置

⑥歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる取組みを支援

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 1/3）
- ・補助対象：地方公共団体、民間事業者



建築物・空地等の美装化・緑化、除却等

歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

⑦免税対応（新規）

制度改正に伴う、輸出品販売場におけるシステム改修費用を支援

- ・事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→輸出品販売場）
- ・補助率：定額（15万円）



事業目的・背景・課題

- インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復を踏まえ、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」を実現するため、DXの推進を通じた、コンテンツの販路拡大、予約・在庫管理の最適化による収益・生産性向上に加え、観光地経営の高度化による地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進等を図る必要がある。
- 持続可能な観光地域づくりに向けて、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、データを活用した地域活性化モデルの構築等を実施する。

事業内容

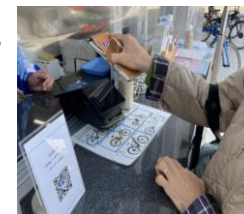
- ①観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上等に向けた支援
観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化やレベニューマネジメント推進等による観光産業の収益・生産性向上に向けた地域一体でのデジタルツール導入を支援。
- ②専門人材による伴走支援
DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援を実施。
- ③データを活用した地域活性化モデル
旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータをDMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むモデルを創出する。
- ④観光地域づくり法人（DMO）の経営戦略策定に向けたデータ活用モデル
訪日外国人旅行者の地方誘客を促進するため、登録DMOがインバウンドデータ等を収集、分析してDMOの経営戦略策定につなげる基礎的で汎用的なモデルを創出する。

事業スキーム

事業形態：①②間接補助事業(①上限1,500万円、補助率1/2、②定額(上限800万円))、③④直轄事業
補助対象・請負先：①②国→民間事業者(事務局)→DMO・地方公共団体・民間事業者等、③④民間事業者(コンソーシアム)
事業期間：令和6年度～

事業イメージ

デジタルツールの導入支援



キャッシュレス
決済

体験・アクティビティ
予約・在庫管理

専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

事業目的・背景・課題

○観光地は近年、観光地全体の活力低下（入込客数の減少、収益の低下、投資の停滞による施設の陳腐化や廃屋等の放置）といった課題があり、ポストコロナの観光業の力強い成長のため、地域経済に裨益する宿泊施設を核とした観光地再生・高付加価値化に向けた取組を強力に後押しすることで、地域全体の魅力と収益力の向上を図り、持続可能な観光地域づくりを推進する。

事業内容

○宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を図る。具体的な補助対象事業は以下のとおり。

- ①宿泊施設の高付加価値化（補助率1/2,2/3）
- ②観光施設の改修等（補助率1/2）
- ③廃屋撤去（補助率1/2）
- ④面的DX化（補助率1/2）

事業イメージ

①宿泊施設の高付加価値化



②観光施設の改修等



③廃屋撤去



④面的DX化



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等

事業目的・背景・課題

①②MICEの開催は、主催者による開催消費や参加者による連泊・長期滞在など、開催地を中心に大きな経済効果をもたらすもの。地方における開催数が多い我が国の特徴・強みを活かし、各開催候補地の魅力向上・発信等に取り組むことにより、地方都市を含め全国でのMICE誘致・開催を促進していくことが必要。

③国際機関との連携等を通じて世界における日本のプレゼンスを強化し、観光分野における日本の取組や魅力を世界に発信することは、訪日観光の更なる促進に不可欠。

事業内容

※太字は令和7年新規(拡充)内容

①MICE誘致体制の抜本的強化

- (1) **各地域ごとの強みや長期戦略に基づき、MICE開催地としての魅力向上に取り組むモデルを実証**
- (2) MICE施設における受入環境等の整備補助
 - ・DXやサステナビリティ対応の強化
 - ・映像配信機能や国際会議対応設備の強化
 - ・プロモーション環境整備
- (3) コンベンションビューロー（以下「CB」という。）や大学が実施する将来の主催者育成のための取組促進
- (4) **データ収集・分析やサステナビリティ対応などCB等の更なる機能高度化（専門家派遣等）**
- (5) CB等による海外リード開発のための取組への補助
 - ・CBと地域関係者が連携した海外MICEイベントへの出展・参加
 - ・海外への営業活動、視察

等

②JNTOのマーケティング展開

- (1) MICE見本市・商談会への日本ブースの出展拡大など地方都市の海外プロモーション強化
- (2) 2025年大阪・関西万博を契機とした海外MICE関係者の招請による訪日インセンティブ旅行市場の拡大

等

③国際機関・関係諸外国との連携による国際観光シンポジウム等の開催

- (1) 国際機関等と連携し、諸外国における持続可能な観光の実現に取り組む先進事例等进行分析する。
- (2) 国際機関との連携等を通じて国際レベルで推奨される取組を国内外へ共有し、観光分野における我が国のプレゼンス強化を図る。

事業イメージ



MICE見本市



ウェブサイトによる海外向け情報発信



国際観光シンポジウム等の開催

事業スキーム

- ① (1), (3), (4) 事業形態：直轄事業 請負先：民間事業者
- ① (2), (5) 事業形態：直接補助事業（補助率1/2、補助上限（2）：2000万円（5）：300万円）
補助対象：MICE施設運営者・所有者、CB・地域MICE関係者
- ② 事業形態：交付金 交付先：JNTO
- ③ 事業形態：直轄事業 請負先：民間事業者
事業期間：① (2), (3), (5) 令和6年度～、① (1) (4) 令和7年度～、③平成31年度～

新たな交流市場・観光資源の創出事業

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場・観光資源の創出が重要。
- 地域との交流・ワーケーションによる来訪・地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

関係人口化を通じた反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」

- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がりや創出を目的とした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、地域への経済波及効果に注目しつつ、持続的に事業継続可能な先駆的モデル事例の創出に取り組む。
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『企業と地域の関係人口化』の促進に繋がるプログラムを『企業版第2のふるさとづくり』として、企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成を目指す。

人と地域の関係人口化

先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高さと事業の持続可能性を両立した新たな事業モデル等、これまでの第2のふるさとづくりプロジェクトでまだ組成できていない先駆的な事業モデルの創出を実施。

企業と地域の関係人口化

企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。

事業スキーム

事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
事業期間：令和4年度～

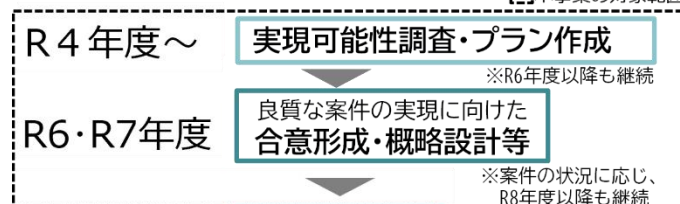
お問い合わせ先（第2のふるさとづくり・ワーケーション）観光庁 観光資源課 電話：03-5253-8924
（レガシー形成）観光庁 観光地域振興課 電話：03-5253-8327

地域・日本の新たなレガシー形成

レガシー形成事業の深化

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討。

※本事業の対象範囲



R8年度～

事業化・整備



歴史的建築物の保存・整備と観光拠点等への活用（神奈川県伊勢原市）

観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業

事業目的・背景・課題

- 人口減少が進む中で、国内における新たな交流市場を開拓する取組が求められているところ、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及・定着を目指すことが期待されている。
- このため、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化を一層推進してユニバーサルツーリズムを促進することにより、国内における新たな交流市場を開拓するとともに、観光地・観光産業の収益性の向上を図る必要がある。

事業内容

- 高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援する。

事業イメージ

- ✓ 段差を解消して高齢者等が移動しやすくするために客室を改修する。

改修前

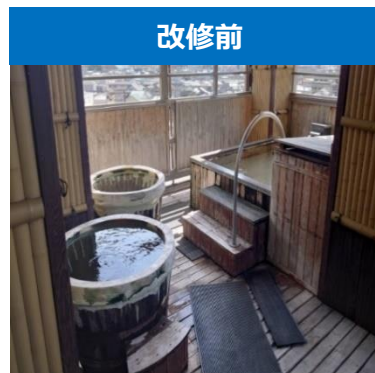


改修後



- ✓ 身体が不自由な方のために腰をかけられるように浴室を改修する。

改修前



改修後



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（補助率1/2 補助上限1,500万円）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者